

令和 7 年度障害者総合支援事業補助金

障害者総合福祉推進事業

障害福祉サービス事業所等に対する

効果的・効率的な指導監査等に関する調査研究

報告書

株式会社浜銀総合研究所

令和 8（2026）年 3 月

目次

1.	事業実施結果概要	1
1.1.	本事業の背景と目的	1
1.2.	成果物	2
1.3.	有識者委員会	2
1.3.1.	有識者委員会実施メンバー	2
1.3.2.	有識者委員会実施状況	3
1.4.	アンケート調査の実施概要	6
1.5.	アンケート調査の集計結果	8
1.6.	調査票	50
1.7.	インタビュー調査の実施概要	60
2.	集団指導・運営指導マニュアル（仮称・案）作成にあたっての主な論点..	61
2.1.	マニュアルの全体構成について	61
2.2.	集団指導について	61
2.3.	運営指導について	61
2.3.1.	業務全体の流れ	61
2.3.2.	調査と行政指導	61
2.3.3.	実施方法	62
2.3.4.	実施計画から事前準備まで	62
2.3.5.	障害福祉サービスの実施状況指導.....	62
2.3.6.	個人情報保護について	62
2.3.7.	最低基準等運営体制指導について.....	63
2.3.8.	報酬請求指導について	63
2.3.9.	運営指導実施後の措置	63
2.3.10.	標準化・効率化	64
2.3.11.	監査への変更	64
2.3.12.	実施者の留意点	64
3.	指導指針別紙「主眼事項及び着眼点等」の見直しにあたっての論点.....	65
3.1.	指導指針別紙「主眼事項及び着眼点等」の課題.....	65
3.2.	指導指針別紙「主眼事項及び着眼点等」の見直し方針.....	65
3.3.	障害版「確認項目及び確認文書」における問題点と今後の課題.....	79
4.	監査マニュアル（仮称・案）作成における主な論点.....	80
4.1.	マニュアルの全体構成について	80
4.2.	監査業務全体の流れ	80
4.3.	監査開始前	80
4.3.1.	監査を実施する状況	80
4.3.2.	通報情報の精査	80

4.3.3.	公益通報に該当する場合の対応	80
4.3.4.	監査前に入手した証拠類（帳簿書類・音声等）の取扱い.....	80
4.4.	監査（立入検査）について	81
4.4.1.	立入における証拠保全等の重要性.....	81
4.4.2.	人格尊重義務違反（虐待等）が疑われる場合.....	81
4.4.3.	不正請求が疑われる場合	81
4.4.4.	監査を実施できない場合と処分逃れ防止.....	81
4.5.	監査後の対応	82
4.6.	業務管理体制の特別検査、連座制、欠格事由通知.....	82
4.7.	行政手続法に沿った手続	82
4.8.	処分後の業務	82
5.	処分基準の考え方の例作成における主な論点.....	84

1. 事業実施結果概要

1.1. 本事業の背景と目的

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査については、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、法令に基づく適正な事業実施に努めさせることを目的として、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成 26 年 1 月 23 日障発 0123 第 2 号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛て厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）¹によって指定障害福祉サービス事業者等指導指針（以下、「指導指針」）、指定障害福祉サービス事業者等監査指針（以下、「監査指針」）が示されており、指導指針、監査指針を参考に、各自治体では実施要綱等を策定したうえで指定障害福祉サービス事業者等に対する指導や監査を行っている。

また介護保険分野は、適切な指導や監査を行うための参考となるよう令和 4 年 3 月に「介護保険施設等運営指導マニュアル」²、令和 6 年 4 月に「介護保険施設等に対する監査マニュアル」³が既に示されている一方で、障害福祉分野においては運営指導マニュアルや監査マニュアルは作成されていない。指導指針の別紙として障害福祉分野にて公表されている「主眼事項及び着眼点等」についても、介護保険分野では効率的な運営指導の実施を目的に「確認項目及び確認文書」⁴としてすでに見直され、「介護保険施設等運営指導マニュアル」とともに適切な指導を行うための参考として公表されている。

運営指導においては、障害福祉サービス事業所等の数が年々増加している中で自治体の体制整備が追い付かず、指導指針の求める頻度での運営指導の実施が難しい状況である。また、最近では多数の利用者に重大な影響を及ぼすような処分事案が発生していることから、さらなる運営指導・監査の強化が必要である。特に監査については、令和 6 年 12 月に指定都市市長会より厚生労働省に対して全国標準の基本的な考え方を示してほしいとの要望が寄せられた。

このような現状を受け、本事業では「障害福祉サービス事業所等に対する（仮称・案）」に盛り込むべき内容の検証を行い、原案を作成した。また、指導指針の別紙として公表されている「主眼事項及び着眼点等」についても本事業での検討対象とし、見直しの方向性を検討した。

¹ 厚生労働省社会・援護局「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成 26 年 1 月 23 日障発 0123 第 2 号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛て厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001477136.pdf>

² 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室「介護保険施設等運営指導マニュアル」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001281524.pdf>

³ 厚生労働省老健局「『介護保険施設等に対する監査マニュアル』について」（令和 6 年 4 月 5 日老発 0405 第 3 号各都道府県知事・市（区）町村長宛て厚生労働省老健局長通知）<https://www.mhlw.go.jp/content/001274674.pdf>

⁴ 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室「確認項目及び確認文書」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001281525.pdf>

1.2. 成果物

本事業では以下のマニュアル等の原案を取りまとめた。

- 障害福祉サービス事業所等に対する集団指導・運営指導マニュアル（仮称・案）
- 障害福祉サービス事業所等に対する監査マニュアル（仮称・案）
- （上記マニュアル別添資料として）処分基準の考え方の例

1.3. 有識者委員会

本事業は「障害福祉サービス事業者等に対する指導・監査マニュアル（仮称・案）」作成、及びその調査に対する助言等をいただくことを目的として有識者委員会を組成し、4回の会議を実施した。この他に各委員にインタビュー調査の内容についても、助言をいただいた。

1.3.1. 有識者委員会実施メンバー

有識者委員会は5名で構成された。

【委員】※敬称略、50音順、★は座長

所属・役職	氏名
横浜国立大学大学院国際社会科学研究院国際社会科学部門教授	板垣勝彦
高槻市健康福祉部福祉指導課課長	白石岳志
日本社会事業大学社会事業研究所客員教授	★曾根直樹
愛知県福祉局福祉部福祉総務課監査指導室室長	西川次郎
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課課長	山口晴生

【厚生労働省】

所属・役職	氏名
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室室長	鈴木敏弘
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室特別自立支援専門官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官	橋口真治
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室障害福祉サービス業務監視専門官	伊野寛之

【事務局】

所属・役職	氏名
株式会社浜銀総合研究所経営コンサルティング部 部長	牧野雅光
株式会社浜銀総合研究所経営コンサルティング部 主任コンサルタント	工藤結佳
株式会社浜銀総合研究所経営コンサルティング部 コンサルタント	近藤鈴香
株式会社浜銀総合研究所経営コンサルティング部 コンサルタント	佐藤史子

1.3.2. 有識者委員会実施状況

第1回有識者委員会

開催場所	会場とオンラインの並行開催 (会場) TKP 東京駅カンファレンスセンターカンファレンスルーム 10D (オンライン) Microsoft Teams
開催日時	令和7年8月7日 17:00～19:00
出席者 (敬称略)	曾根委員長、板垣委員、白石委員、西川委員、山口委員以上委員5名 厚生労働省5名(オブザーバーを含む) 子ども家庭庁1名(オブザーバー) 事務局5名(オブザーバーを含む)
次第	1. 挨拶 2. 厚生労働省ご挨拶 3. 介護・障害福祉の指導・監査指針の比較について 4. アンケート調査について 5. ヒアリング調査について 6. 運営指導マニュアル・監査マニュアルの全体構成(目次)案
資料	資料1. 第一回有識者委員会資料 資料2. 介護・障害福祉の指導・監査指針の比較表 資料3. 障害福祉サービス事業所等に対する効果的・効率的な指導監査等に関する調査研究に関する調査アンケート票案 資料4. 運営指導マニュアル・監査マニュアル全体構成案

第2回有識者委員会

開催場所	会場とオンラインの並行開催 (会場) TKP 東京駅カンファレンスセンターカンファレンスルーム 11D (オンライン) Microsoft Teams
開催日時	令和7年10月29日 17:00～19:00
出席者 (敬称略)	曾根委員長、板垣委員、白石委員、西川委員、山口委員以上委員5名 厚生労働省3名(オブザーバーを含む) 子ども家庭庁3名(オブザーバー) 事務局5名(オブザーバーを含む)
次第	1. アンケート調査結果 2. ヒアリング調査結果 3. 調査結果に対する質疑 4. 主眼事項及び着眼点等 5. 障害福祉マニュアル(集団指導・運営指導マニュアル部分) 6. 障害福祉マニュアル(監査マニュアル部分) -監査の処分性について 7. 行政処分の考え方の例の取り扱いについて
資料	資料1. 第二回有識者委員会資料 資料2. アンケート調査・ヒアリング調査レポート 資料3. 障害福祉マニュアル(集団指導・運営指導マニュアル部分) 資料4. 障害福祉マニュアル(監査マニュアル部分) 資料5. 監査の処分性に関する脚注文 別紙資料ヒアリング調査議事録

第3回有識者委員会

開催場所	会場とオンラインの並行開催 (会場) TKP 東京駅カンファレンスセンターカンファレンスルーム 11D (オンライン) Microsoft Teams
開催日時	令和7年12月24日 14:00～16:00
出席者 (敬称略)	曾根委員長、板垣委員、白石委員、西川委員、山口委員以上委員5名 厚生労働省5名(オブザーバーを含む) 子ども家庭庁1名(オブザーバー) 事務局5名(オブザーバーを含む)
次第	1. 障害福祉マニュアル(集団指導・運営指導マニュアル部分) 2. 障害福祉マニュアル(監査マニュアル部分) 3. 主眼事項及び着眼点等の見直しについて
資料	資料1. 第三回有識者委員会資料 資料2. 「主眼事項及び着眼点等」の見直し方針 資料3. 介護分野における確認事項と障害福祉分野における主眼着眼の比較表 資料4. 「主眼事項及び着眼点等」令和7年度見直し版 資料5. 集団指導・運営指導マニュアル(修正版) 資料6. 監査マニュアル(修正版)

第4回有識者委員会

開催場所	会場とオンラインの並行開催 (会場) TKP 東京駅カンファレンスセンターカンファレンスルーム 11D (オンライン) Microsoft Teams
開催日時	令和8年1月10日 14:00～16:00
出席者 (敬称略)	曾根委員長、板垣委員、白石委員、西川委員、山口委員以上委員5名 厚生労働省5名(オブザーバーを含む) 子ども家庭庁1名(オブザーバー) 事務局5名(オブザーバーを含む)
次第	1. 障害福祉マニュアル(集団指導・運営指導マニュアル部分) 2. 障害福祉マニュアル(監査マニュアル部分) 3. 主眼事項及び着眼点等の見直し方針について
資料	資料1. 第4回有識者委員会資料 資料2. 集団指導・運営指導マニュアル(最終版案) 資料3. 監査マニュアル(最終版案) 資料4. 主眼事項及び着眼点等の見直し方針

1.4. アンケート調査の実施概要

自治体における障害福祉サービス事業所等に対する運営指導及び監査の現状や運営指導及び監査を行うための体制、実施する上での課題等を把握することを目的にアンケート調査を実施した。質問紙調査の実施概要は以下のとおりである。

名称	「障害福祉サービス事業所等に対する効果的・効率的な指導監査等に関する調査」アンケート調査
調査対象	都道府県、政令指定都市、中核市の計 129 件
調査実施期間	令和 7 年 9 月 1 日（月）～9 月 12 日（金）
調査方法	Web フォームによるオンライン調査（一部電子メールによる回答あり）。悉皆調査
設問内容	問 1 ～問 32 の計 32 問
回答数（%）	回答数 112 件（86.8%）

■調査対象

本質問紙調査の調査対象は都道府県、政令指定都市、中核市における障害福祉サービス事業所等の運営指導及び監査担当者とした。調査対象の情報については令和 7 年 9 月 1 日（月）時点の状況とした。

■調査方法

調査は Web フォームを用いたオンライン調査にて実施した（一部電子メールによる回答あり）。Web フォームの配付については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室より電子メールにて行った。

■調査実施時期

調査実施時期については、令和 7 年 9 月 1 日（月）～9 月 12 日（金）の期間で実施した。

■調査票

本質問紙調査は、自治体における障害福祉サービス事業所等に対する運営指導及び監査の現状や運営指導及び監査を行うための体制、実施する上での課題等を把握することを目的とし、下記の通り調査票を作成した。

調査票は、事務局で作成した調査票案をもとに、有識者委員会のご意見、ご指摘を踏まえた上で、適宜、修正を行い確定した。

■配付件数及び回収率

調査票の配付件数および回収率については以下のとおりである。

	配付数	回答数	割合
自治体／都道府県	47	38	80.9%
自治体／政令指定都市	20	18	90.0%
自治体／中核市	62	56	90.3%
合計	129	112	86.8%

■調査結果について

Q1、2は回答者の属性（自治体名、氏名等）のため、本書においては掲載を省略する。

図表に記載されている「n」はその設問の回答総数を表している。選択肢のうち、一つのみ選択可の設問については「単一回答」、また、複数回答可の設問については「複数回答」と記載している。

図表中の構成比は小数点第二位で四捨五入をしているため、数値を足し合わせても合計が100%にならない場合がある。

記述式回答については、回答者の匿名性を確保するため、個人が特定されるおそれのある記述は掲載していない。回答内容は趣旨を損なわない範囲で要約・加工し掲載するため、掲載数と実際の回答数は一致しない。

1.5. アンケート調査の集計結果

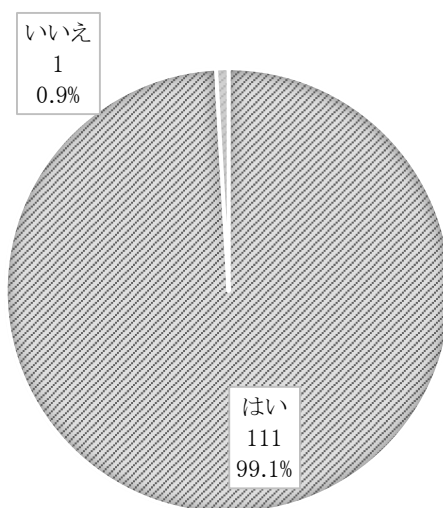
【Q3】 集団指導の実施有無（2023 年～2025 年 8 月）（単一回答, 単位：件・%）

2023 年～2025 年 8 月までの間に集団指導を実施しましたか。

2023 年～2025 年 8 月に集団指導を実施したと回答したのは 99.1%であった。

(n=112)

		回答数	割合
1	はい	111	99.1%
2	いいえ	1	0.9%
合計		112	100.0%



【Q4】 集団指導の実施方法（複数回答可, 単位：％）

前問で「(1) はい」と回答した方にお伺いします。集団指導の実施方法についてお教えください。

集団指導の実施方法として最も多かったのは、「オンデマンド配信（あらかじめ制作した動画を事業者が都合のよいタイミングで視聴する）」（59.5%）、次いで「集合講義（会場に事業者が集合する形式での講義）」（34.2%）であった。

(n=111)

		回答数	割合
1	集合講義（会場に事業者が集合する形式での講義）	38	34.2%
2	オンライン講義（リアルタイムな動画配信による講義）	10	9.0%
3	オンデマンド配信（あらかじめ制作した動画を、事業者が都合のよいタイミングで視聴する）	66	59.5%
4	その他	27	24.3%

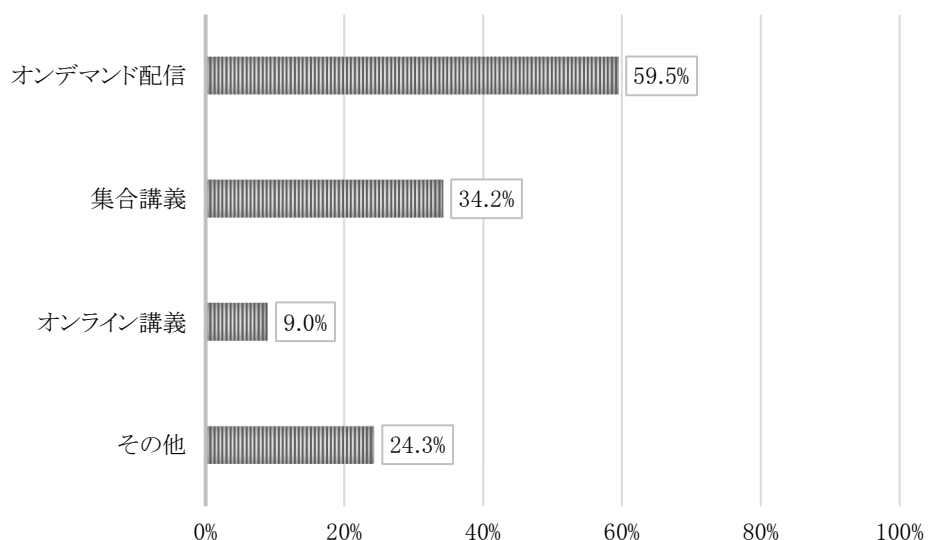
【その他の主な記述】

1. HP の活用

- ・ 「HP に資料を掲載」
- ・ 「HP 上に資料を掲載し、確認した事業所より報告を受ける」

2. 複数の方法を併用

- ・ 「講義の内容によって、ホームページへの資料掲載のみとオンデマンド配信を併用している。受講後に電子申請システムにより受講確認を行っている。」



【Q5】 オンデマンド配信視聴状況の確認方法（複数回答可, 単位：％）

前問で「(3) オンデマンド配信」を選択した方にお伺いします。その場合、障害福祉サービス事業所等が視聴していることの確認方法はどのように行っていますか。

オンデマンド配信による集団指導で障害福祉サービス事業所等の視聴確認方法として最も多かったのは、「受講後にアンケートフォームから回答を得る」（71.2%）、次いで「受講後にメールやチャットアプリで受講報告書を提出してもらう」（16.7%）であった。

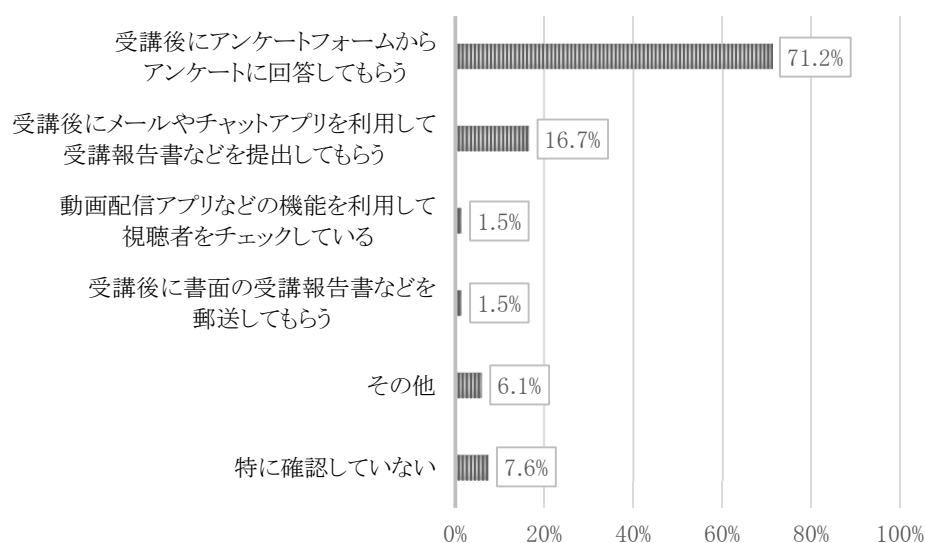
(n=66)

		回答数	割合
1	受講後にアンケートフォームからアンケートに回答してもらう	47	71.2%
2	受講後にメールやチャットアプリを利用して受講報告書などを提出してもらう	11	16.7%
3	受講後に書面の受講報告書などを郵送してもらう	1	1.5%
4	動画配信アプリなどの機能を利用して視聴者をチェックしている	1	1.5%
5	その他	4	6.1%
6	特に確認していない	5	7.6%

【その他の主な記述】

1. 電子申請システム

- ・ 「電子申請システムにて受講確認書を提出」
- ・ 「メールまたは電子申請システム」



【Q6】現在の集団指導の実施状況（単一回答, 単位：件・％）

指導指針に記されている頻度（※）にのっとり、集団指導を実施できていますか。

（※）指導指針における記載

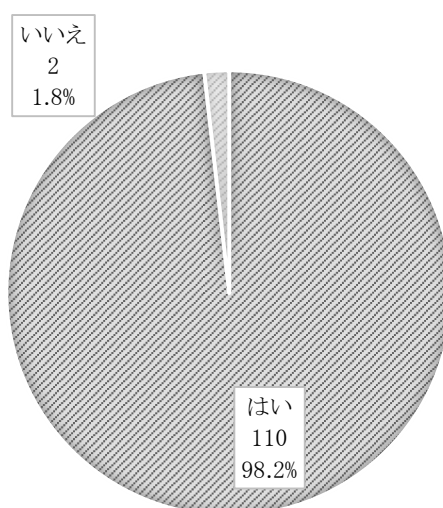
「4 指導対象の選定」－「(1) 集団指導」

「①新たに自立支援給付対象サービス等を開始した障害福祉サービス事業者等については、おおむね1年以内に全てを対象として実施する。」

指導指針に記されている頻度にのっとり集団指導を実施していると回答したのは98.2%であった。

(n=112)

		回答数	割合
1	はい	110	98.2%
2	いいえ	2	1.8%
合計		112	100.0%



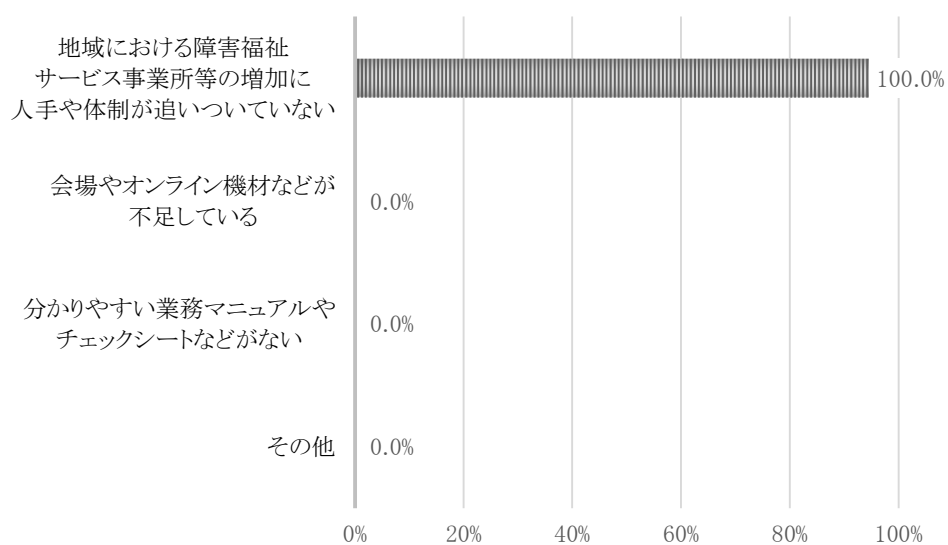
【Q7】 集団指導の実施が困難な理由（複数回答可, 単位：％）

前問で「(2) いいえ」を選択した方にお伺いします。実施できなかった理由をお教えください。

指導指針に記されている頻度での実施が困難な理由は「地域における障害福祉サービス事業所等の増加に人手や体制が追いついていない」（100.0％）であった。

(n=2)

		回答数	割合
1	地域における障害福祉サービス事業所等の増加に人手や体制が追いついていない	2	100.0%
2	会場やオンライン機材などが不足している	0	0.0%
3	分かりやすい業務マニュアルやチェックシートなどが無い	0	0.0%
4	その他	0	0.0%



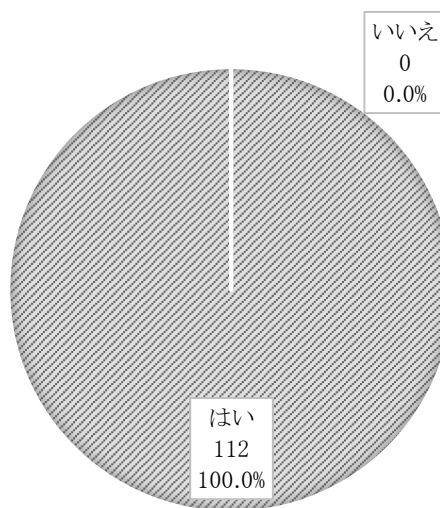
【Q8】 2023 年～2025 年 8 月の運営指導の実施有無（単一回答, 単位：件・％）

2023 年～2025 年 8 月までの間に運営指導は実施しましたか。

2023 年～2025 年 8 月に運営指導を実施したと回答したのは 100.0%であった。

(n=112)

		回答数	割合
1	はい	112	100.0%
2	いいえ	0	0.0%
合計		112	100.0%



【Q9】指導指針の頻度によった運営指導の実施状況（～令和6年度）（単一回答, 単位：件・%）

令和6年度まではおおむね3年に1度（※）、運営指導を実施できていましたか。

（※）令和6年3月5日付けの指導指針における記載

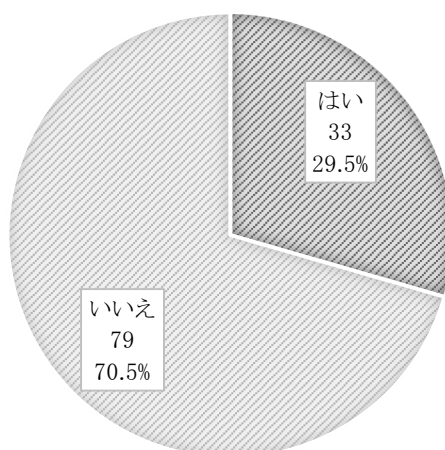
「4 指導対象の選定」－「(2) 運営指導」

- ①指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等については、おおむね3年に1度実施する。ただし、障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年1回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。
- ②その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

令和6年度までは指導指針の頻度によった運営指導を実施できたと回答したのは29.5%であった。

(n=112)

		回答数	割合
1	はい	33	29.5%
2	いいえ	79	70.5%
合計		112	100.0%



【Q10】運営指導の実施が困難な理由（～令和6年度）（複数回答可, 単位：％）

前問で「(2) いいえ」を選択した方にお伺いします。実施できなかった理由をお教えてください

指導指針の頻度にとった運営指導が困難な理由として最も多かったのは、「地域における障害福祉サービス事業所等の増加に人手や体制が追いついていない」（89.9％）であった。

(n=79)

		回答数	割合
1	地域における障害福祉サービス事業所等の増加に人手や体制が追いついていない	71	89.9%
2	分かりやすい業務マニュアルやチェックシートなどがない	10	12.7%
3	その他	14	17.7%

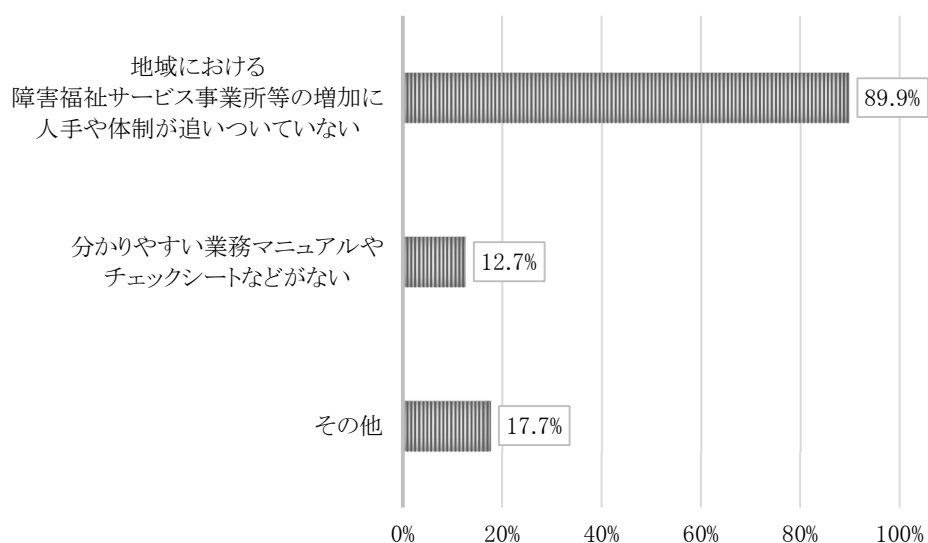
【その他の主な記述】

1. 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・ 「新型コロナウイルスの流行に伴い、運営指導の実施を見送ったため」
- ・ 「コロナ禍等による運営指導の積み残しがあり、対応が追いついていなかったため」
- ・ 「事業数の増加に人手や体制が追いつかないことに加えて、コロナ禍においては感染防止のため実地指導（現運営指導）の実施を控えていたため」

2. 災害の影響

- ・ 「災害対応により実施計画に変更があったため」
- ・ 「災害により3年に1度の周期にずれが生じているため」



【Q11】指導指針の頻度によった運営指導の今後の見込み（単一回答, 単位：件・％）

今後、令和 7 年 3 月 31 日付けの指導指針に記されている頻度（※）によった、運営指導を実施できる見込みですか。

（※）令和 7 年 3 月 31 日付けの指導指針における記載

「4 指導対象の選定」－「(2) 運営指導」

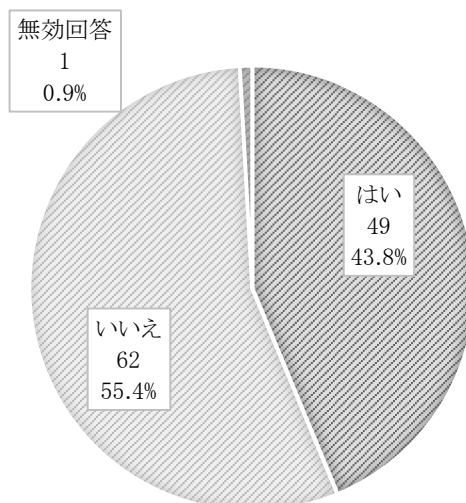
①指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等が運営する事業所のうち、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型及び共同生活援助を行う事業所については、3 年に 1 回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、3 年に 1 回までは求めないが、原則として指定の有効期間内に少なくとも 1 回以上実施する。

②指定後まもない障害福祉サービス事業者等については、指定後 3 年以内に実施する。ただし、就労継続支援 A 型は、従来どおり新規指定の半年後を目途に初回の運営指導を実施する。

今後、指導指針の頻度によった運営指導を実施できる見込みであると回答したのは 43.8%であった。

(n=112)

		回答数	割合
1	はい	49	43.8%
2	いいえ	62	55.4%
	無効回答	1	0.9%
合計		112	100.0%



【Q12】今後の指導指針の頻度によった運営指導が困難な理由（複数回答可, 単位：％）

前問で「(2) いいえ」を選択した方にお伺いします。実施できない見込みの理由をお教えてください。

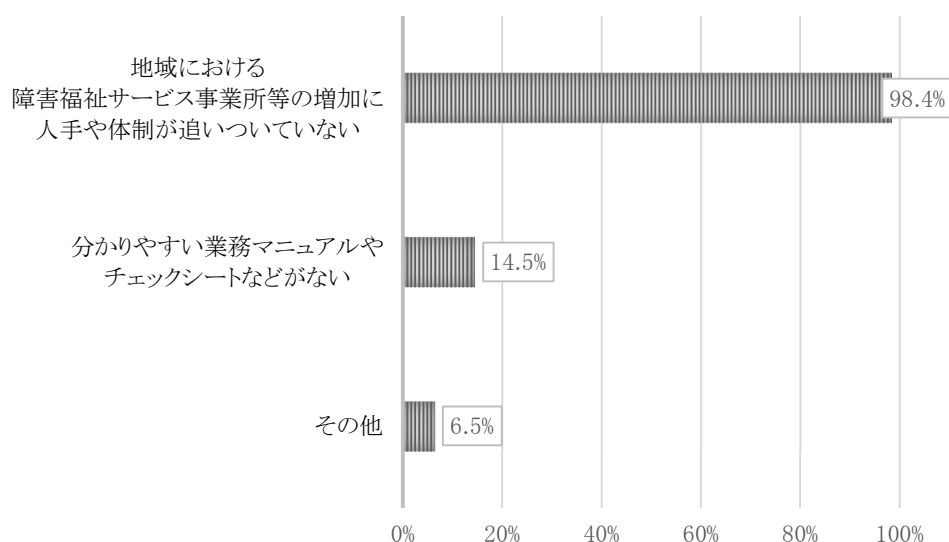
今後の指導指針の頻度によった運営指導が困難な理由として最も多かったのは、「地域における障害福祉サービス事業所等の増加に人手や体制が追いついていない」（98.4％）であった。

(n=62)

		回答数	割合
1	地域における障害福祉サービス事業所等の増加に人手や体制が追いついていない	61	98.4%
2	分かりやすい業務マニュアルやチェックシートなどがない	9	14.5%
3	その他	4	6.5%

【その他の主な記述】

- ・ 「コロナ禍等による運営指導の積み残しがあり、対応が追いついていなかったため」
- ・ 「情報提供のあった事業所を優先して選定するなど、重点的な指導を行っているため。」
- ・ 「基礎自治体であるため国保連への請求事務も行わなければならない、その期間中は運営指導が実施できないため一月の中で運営指導に充てられる日が少ない」



【Q13】 2023 年～2025 年 8 月の監査の実施有無（単一回答, 単位：件・％）

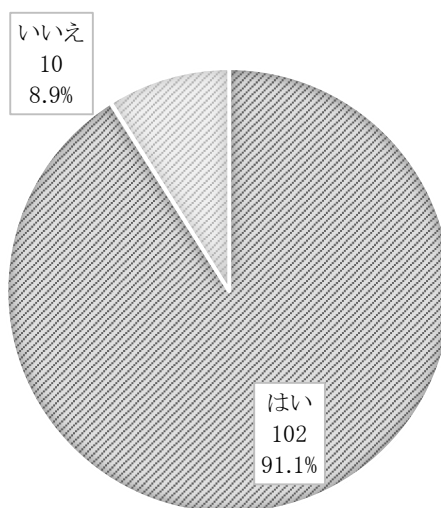
2023 年～2025 年 8 月までの間に監査は実施しましたか。

（8/31 現在、監査通知発出済みで、現在も監査を実施しているものを含む）

2023 年～2025 年 8 月に監査を実施したと回答したのは（91.1％）であった。

（n=112）

		回答数	割合
1	はい	102	91.1%
2	いいえ	10	8.9%
合計		112	100.0%



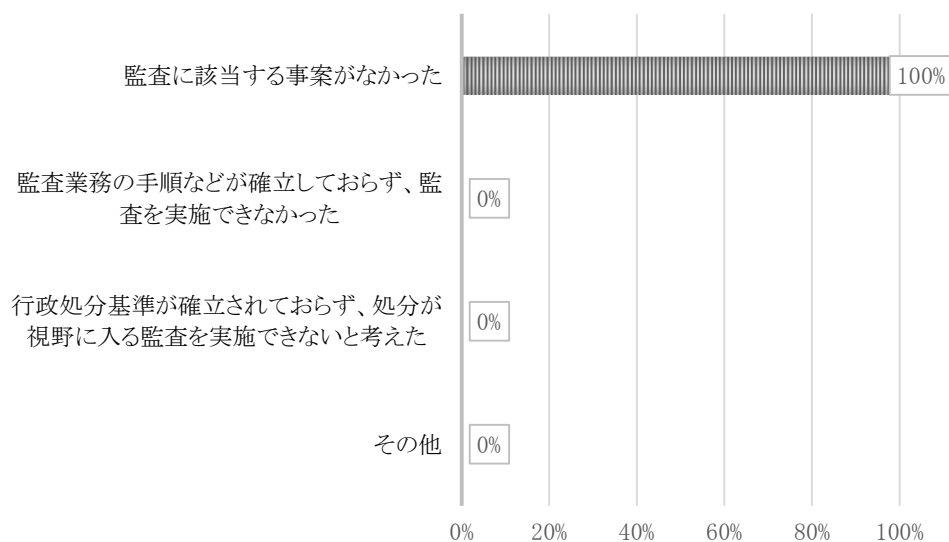
【Q14】 監査未実施の理由（複数回答可, 単位：％）

前問で「(2) いいえ」を選択した方にお伺いします。実施しなかった理由をお教えください。

監査の実施が困難な理由は、「監査に該当する事案がなかった」（100.0％）であった。

(n=10)

		回答数	割合
1	監査に該当する事案がなかった	10	100.0%
2	監査業務の手順などが確立しておらず、監査を実施できなかった	0	0.0%
3	行政処分基準が確立されておらず、処分が視野に入る監査を実施できないと考えた	0	0.0%
4	その他	0	0.0%
合計		10	－



【Q15】 2023 年～2025 年 8 月の行政処分の実施有無（単一回答, 単位：件・％）

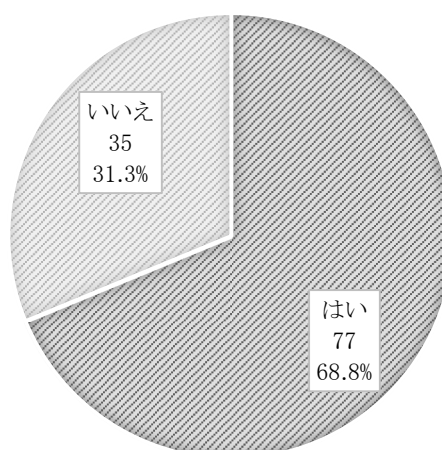
2023 年～2025 年 8 月までの間に行政処分は実施しましたか。

（8/31 現在、処分の実施までには至っていないが、行政処分実施の庁内決裁が済んでいる、聴聞通知を発出済みである等の実施がほぼ確定しているものを含む）

2023 年～2025 年 8 月に行政処分を実施したと回答したのは、68.8%であった。

(n=112)

		回答数	割合
1	はい	77	68.8%
2	いいえ	35	31.3%
合計		112	100.0%

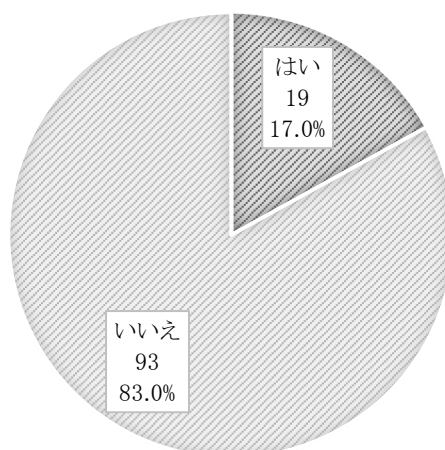


【Q16】「介護保険施設等運営指導マニュアル」活用状況（単一回答, 単位：件・％）

「介護保険施設等運営指導マニュアル」本文部分（「確認項目及び確認文書」を除く）を参考にして、指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導・運営指導を実施したことがありますか。

「介護保険施設等運営指導マニュアル」を参考にして集団指導・運営指導を実施したと回答したのは、17.0%であった。

		(n=112)	
		回答数	割合
1	はい	19	17.0%
2	いいえ	93	83.0%
合計		112	100.0%



【Q17】「介護保険施設等運営指導マニュアル」改善を希望する点（自由記述）

前問で「(1) はい」を選択した方にお伺いします。

一番参考とならなかった、もしくは障害福祉分野の同マニュアルが策定される場合に最も追記・修正してもらいたい内容や項目はどこですか。同マニュアルにおける該当項目名や、具体的な要望事項などご教示ください。

【主な記述】

1. 返還金・行政処分関連の不明確さ
 - ・ 「返還金の時効は何年か、起算点はどこか」
 - ・ 「行政処分時の聴聞・弁明機会の付与方法を明記してほしい」
 - ・ 「返還通知に記載すべき教示文（不服申立て方法）のテンプレートが必要」
 - ・ 「連座制の適用範囲（指定取消以外）と法令・通知との関係を丁寧に記載してほしい」
 - ・ 「加算算定の誤りがあった場合、差額返還や低位加算への読み替えの可否を明示してほしい」
2. 運営指導と監査の境界が不明確
 - ・ 「運営指導は行政指導なのか、監査は違うのか、記述が混乱を招いている」
 - ・ 「『立入検査ができないから監査に切り替える』という記載の論理が不明確」
3. 障害福祉分野固有の論点が不足
 - ・ 「グループホームの食材料費の適正性確認手法がない」
 - ・ 「介護と障害ではケアマネジメントの考え方が異なるため、具体的な確認方法を示してほしい」
 - ・ 「虐待防止や身体拘束廃止の考え方の差異を整理してほしい」
4. 過誤調整（自主返還）の運用が不明確
 - ・ 「過誤調整は自主返還のはずなのに、『指示する』ような表現がある」
 - ・ 「自主返還に応じない場合の監査切替条件を明確化してほしい」
5. ローカルルールと国照会手続きの矛盾
 - ・ 「マニュアルでは『ローカルルールは許容できない』としながら、国は『適切に判断してほしい』と回答する。どのような手順で国に照会すればよいか指針を示してほしい」
6. オンライン対応・事務負担軽減策の現実性不足
 - ・ 「オンラインでの文書共有はセキュリティや事務負担の面で現実的でない」

- ・ 「集団指導を『2 か月前に実施』 とする理由が不明」
7. 制度差異とマニュアルの法的限界
- ・ 「介護保険制度の準用には限界がある」
 - ・ 「マニュアルを根拠に指導できるのか、法的拘束力の位置づけを明確にしてほしい」

【Q18】「介護保険施設等運営指導マニュアル」便利・使いやすいと感じた点（自由記述）

Q16で「(1) はい」を選択した方にお伺いします。

便利である・使いやすいと感じた、もしくは障害福祉分野の同マニュアルが策定される場合に残してもらいたい内容や項目はどこですか。同マニュアルにおける該当項目名や、具体的な要望事項などご教示ください。

【主な記述】

1. 運営指導の流れや基本構造

- ・ 「運営指導の意義、目的、基本的な流れは障害分野でも大きく変わらないため、残してほしい」
- ・ 「目次構成を介護と一定程度合わせることで、共通点と差異が分かりやすくなる」

2. 具体例・事例の提示

- ・ 「25 ページの集団指導での実施内容の具体例」
- ・ 「48 ページのヒアリング例」

→新任職員が運営指導をイメージしやすいツールとして有用。

3. 指摘・助言の判断基準

- ・ 「54 ページの文書指摘、口頭指摘、助言の判断基準」

→結果通知の記載基準として既に活用している自治体もあり、残すべきとの声。

4. 施設巡視・確認ポイント

- ・ 「35 ページ以降の施設巡視時の確認ポイント」

→虐待や身体拘束が疑われる事案の目視確認など、現場で即使える内容。

5. サービス質の確認

- ・ 「利用者に対するサービスの質の確認（P35～37）」

→運営指導に入る職員が確認すべき項目を列記しており、分かりやすい。

6. 虐待防止・身体拘束廃止

- ・ 「高齢者虐待への対応、身体的拘束等の廃止に関する記載」

→障害分野でも必要な視点として評価。

【Q19】「介護保険施設等運営指導マニュアル」の活用場面（複数回答可, 単位：％）

Q16にてご回答頂いたケースに関わらず、「介護保険施設等運営指導マニュアル」を活用する状況がありましたらお教えてください。

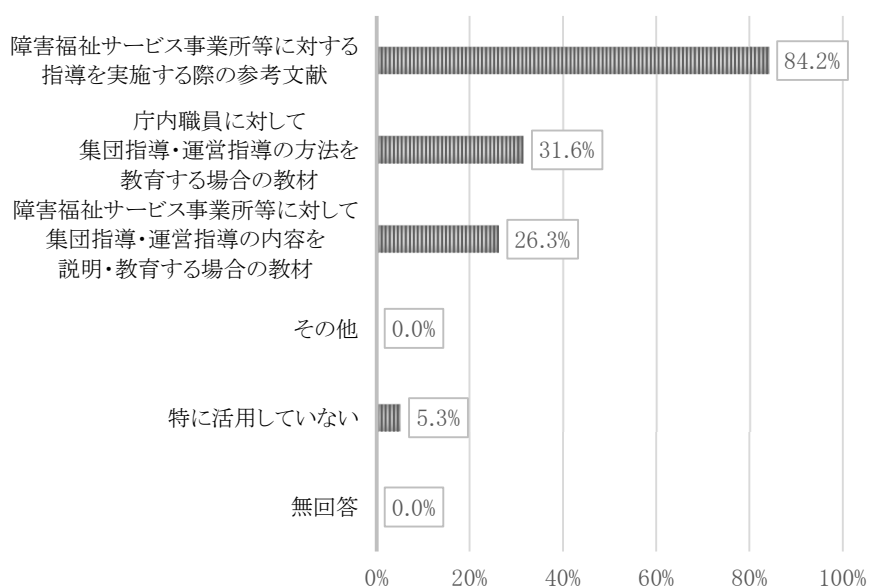
（※Q19は全回答者に対しての設問ですが、集計の関係上Q16にて「はい」と回答した回答者と「いいえ」と回答した回答者を分けて集計しています。また、選択肢「4. その他」を回答のうち「特に活用していない」と記述された回答については「4. その他」とは別に分類して集計しています。）

【Q16で「はい」と回答した回答者を対象】

「介護保険施設等運営指導マニュアル」を参考にして集団指導・運営指導を実施したと回答した先が、「介護保険施設等運営指導マニュアル」を活用する状況として最も多くあげたのは、「障害福祉サービス事業所等に対する指導を実施する際の参考文献」（84.2%）であった。

(n=19)

		回答数	割合
1	障害福祉サービス事業所等に対する指導を実施する際の参考文献	16	84.2%
2	庁内職員に対して集団指導・運営指導の方法を教育する場合の教材	6	31.6%
3	障害福祉サービス事業所等に対して集団指導・運営指導の内容を説明・教育する場合の教材	5	26.3%
4	その他	0	0.0%
	特に活用していない	1	5.3%
	無回答	0	0.0%



【Q16で「いいえ」と回答した回答者を対象】

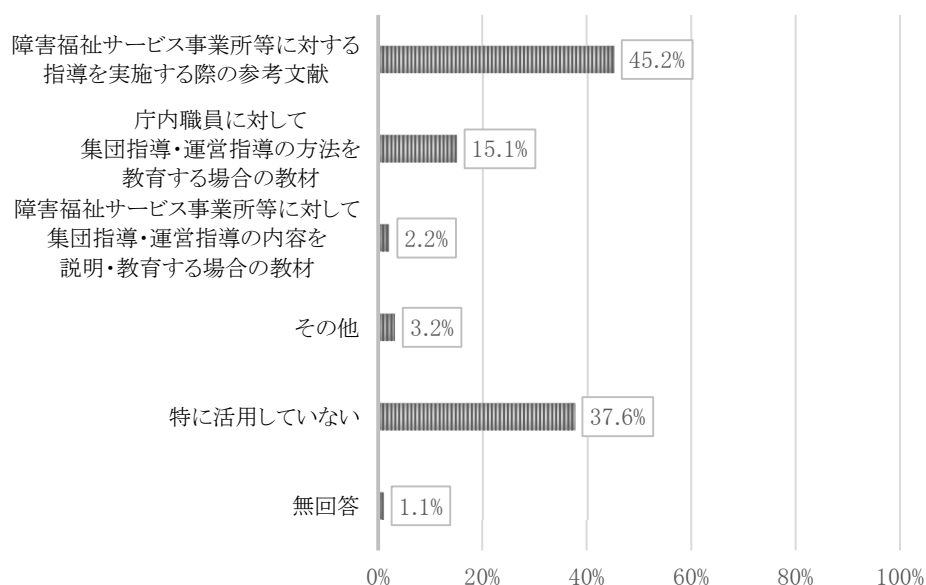
「介護保険施設等運営指導マニュアル」を参考にして集団指導・運営指導を実施していないと回答した先が、「介護保険施設等運営指導マニュアル」を活用する状況として最も多くあげたのは、「障害福祉サービス事業所等に対する指導を実施する際の参考文献」（45.2%）、次いで「特に活用していない」（37.6%）であった。

(n=93)

		回答数	割合
1	障害福祉サービス事業所等に対する指導を実施する際の参考文献	42	45.2%
2	庁内職員に対して集団指導・運営指導の方法を教育する場合の教材	14	15.1%
3	障害福祉サービス事業所等に対して集団指導・運営指導の内容を説明・教育する場合の教材	2	2.2%
4	その他	3	3.2%
	特に活用していない	35	37.6%
	無回答	1	1.1%

【その他の主な記述】

- ・ 「人格尊重義務違反の考え方」
- ・ 「行政処分の検討に当たっての参考資料」



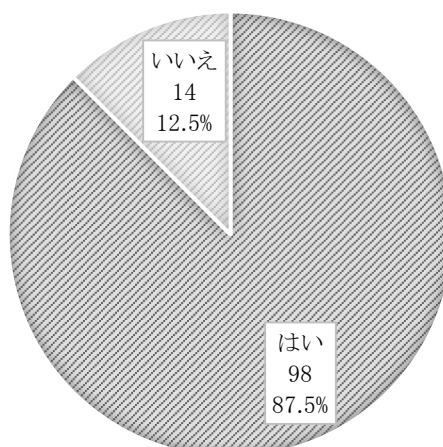
【Q20】「主眼事項及び着眼点等」活用状況（単一回答, 単位：件・％）

「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」の別紙資料「主眼事項及び着眼点等」を参考にして、指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導を実施したことがありますか。

「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」の別紙資料「主眼事項及び着眼点等」を参考にして、指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導を実施したことがあると回答したのは、87.5%であった。

(n=112)

		回答数	割合
1	はい	98	87.5%
2	いいえ	14	12.5%
合計		112	100.0%



【Q21】「主眼事項及び着眼点等」改善を希望する点（自由記述）

見直しや追記、修正してもらいたいと感じた内容や項目はどこですか。同マニュアルにおける該当項目名や、具体的な要望事項などご教示ください。

【主な記述】

1. フォーマット・データ活用性
 - ・ 「Excel で提供してほしい。フィルタ機能やフラグ形式で絞り込みできるように」
 - ・ 「紙前提のレイアウトで使いにくい。セル分割や下線による重要度区分は汎用性が低い」
 - ・ 「サービス共通項目とサービス別項目を分け、加算や事業類型を選択すると必要項目が絞れる仕組みにしてほしい」
 - ・ 「電子提出に対応できる様式で発出してほしい」
2. 内容の簡潔化・わかりやすさ
 - ・ 「条文をそのまま記載していて分かりにくい。要点を簡潔にまとめてほしい」
 - ・ 「抽象的な表現（例：『適切な配慮』）は、適切例・不適切例を併記してほしい」
 - ・ 「加算項目が長文で煩雑。シンプルに整理してほしい」
 - ・ 「確認文書の例示を具体化してほしい（例：居宅介護初回加算→居宅介護計画、同行記録）」
3. 確認項目の絞り込み・優先度付け
 - ・ 「標準確認項目が多すぎる。利用者影響が大きい項目や減算規程のある項目に重点化を」
 - ・ 「加算は届出のみで算定できるものもあるため、確認優先度に濃淡をつけてほしい」
 - ・ 「短時間で確認できるよう、介護保険並みに簡潔化を」
4. 加算要件・報酬関連の明確化
 - ・ 「加算要件を満たした場合、一律算定か個別算定かを一目で分かるように」
 - ・ 「報酬告示だけでなく、関連通知や留意事項を反映してほしい」
 - ・ 「意思決定支援ガイドラインなど、改正で重要になった事項を標準確認項目に追加すべき」
5. 自己点検・事業所活用の視点
 - ・ 「自己点検欄を追加し、事業所が事前に確認できる様式に」
 - ・ 「よくある誤りや不適切事例を併記し、事業所が自主是正できるように」
 - ・ 「Excel 様式で適否欄を設け、事業所に入力させる運用を想定」

6. 追加すべき項目

- ・ 「預り金管理・金銭管理（経済的虐待防止）」
- ・ 「業務管理体制の一般検査」
- ・ 「就労継続支援 A/B 型の経営状況確認」
- ・ 「BCP（事業継続計画）、感染症対策」
- ・ 「意思決定支援の取り扱い方針、記録確認」

7. 更新頻度・公開タイミング

- ・ 「報酬改定や時限措置解除に対応した改訂版を年度当初（遅くとも 5 月）に公開してほしい」
- ・ 「通知・告示・QA を整理し、リンク付きで確認できるように」

【Q22】「主眼事項及び着眼点等」便利・使いやすいと感じた点（自由記述）

便利である・使いやすいと感じた内容や項目はどこですか。具体的な内容などご教示ください。

【主な記述】

1. 確認事項と確認文書の明示
 - ・ 「確認すべき具体的な資料が記載されているため、効率的に運営指導ができる」
 - ・ 「確認文書の例示があるので、どの書類を確認すべきか迷わない」
 - ・ 「運営指導時に書類確認がスムーズに進む」
2. 根拠法令の記載
 - ・ 「基準省令や報酬告示の該当箇所が書いてあるので確認しやすい」
 - ・ 「準用条文が明記されているため、他サービスの条文を探す手間が省ける」
 - ・ 「根拠法令が横にあるので、事業者に条文を示しながら説明できる」
3. 標準確認項目の設定
 - ・ 「標準確認項目が明確で、重点的に確認すべき箇所が分かる」
 - ・ 「標準確認項目以外は特段の事情がない限り確認しない方針が効率化につながる」
 - ・ 「運営指導の時間短縮に寄与している」
4. サービス種別ごとの整理
 - ・ 「サービスごとに主眼事項・着眼点が整理されていて分かりやすい」
 - ・ 「庁内職員の検討や事業所への説明時に、該当部分をすぐに特定できる」
5. 均一化と引継ぎのしやすさ
 - ・ 「確認項目が共通であるため、指導の均一化が図れる」
 - ・ 「異動時の引継ぎがスムーズにできる」
6. 追加的評価
 - ・ 「Excel 形式の様式導入で記録の利便性が向上」
 - ・ 「根拠法令と確認文書が並記されている点が便利」
 - ・ 「簡潔な項目記載で事業者への説明がしやすい」

【Q23】「主眼事項及び着眼点等」の活用場面（複数回答可, 単位：％）

Q20にてご回答頂いたケースに関わらず、「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」の別紙資料「主眼事項及び着眼点等」を活用する状況がありましたらお教えください。

（※Q23は全回答者に対しての設問ですが、集計の関係上Q20にて「はい」と回答した回答者と「いいえ」と回答した回答者に分けて集計しています。また、選択肢「4. その他」を回答のうち「特に活用していない」と記述された回答については「4. その他」とは別に分類して集計しています。）

【Q20で「はい」と回答した回答者を対象】

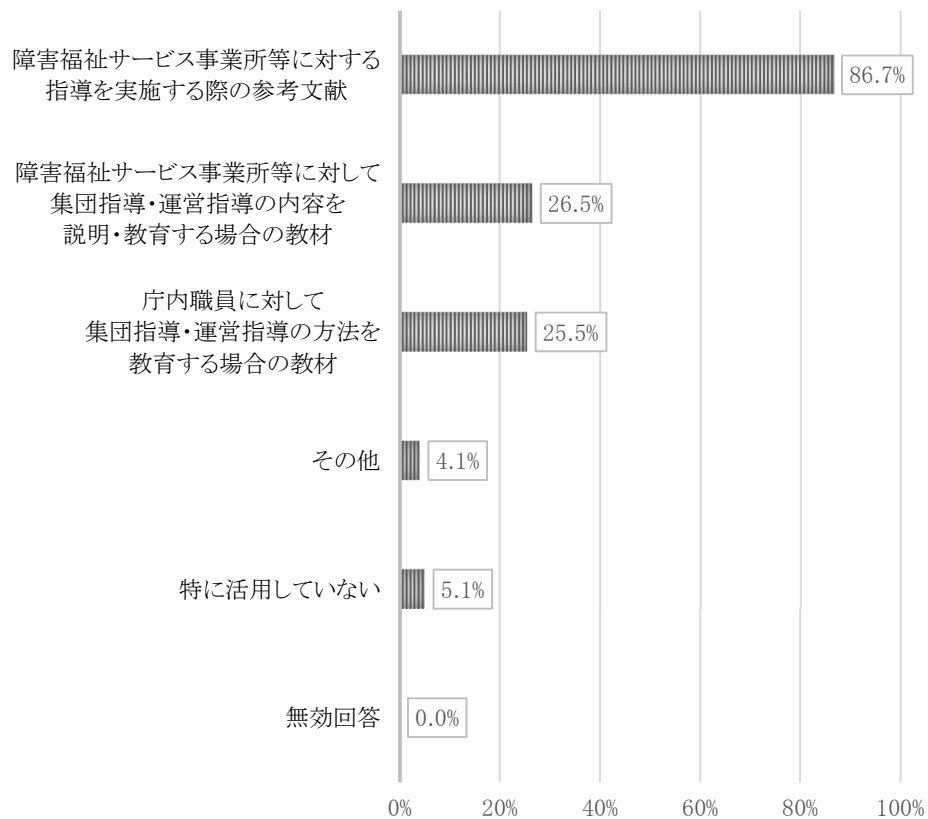
指定障害福祉サービス事業者等監査指針」の別紙資料「主眼事項及び着眼点等」を参考にして、指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導を実施したことがあると回答した先が、同資料を活用する状況として最も多くあげたのは、「障害福祉サービス事業所等に対する指導を実施する際の参考文献」（86.7％）であった。

(n=98)

		回答数	割合
1	障害福祉サービス事業所等に対する指導を実施する際の参考文献	85	86.7%
2	庁内職員に対して集団指導・運営指導の方法を教育する場合の教材	25	25.5%
3	障害福祉サービス事業所等に対して集団指導・運営指導の内容を説明・教育する場合の教材	26	26.5%
4	その他	4	4.1%
	特に活用していない	5	5.1%
	無効回答	0	0.0%

【その他の主な記述】

1. マニュアル作成の参考
 - ・ 「自治体独自の監査マニュアル等作成時の参考」
2. 自己点検表作成の参考
 - ・ 「主眼事項及び着眼点等」を元に、事業者自身が点検できるよう「自主点検表」を作成している」
 - ・ 「自主点検表を作成する際の参考資料」



【Q20で「いいえ」と回答した回答者を対象】

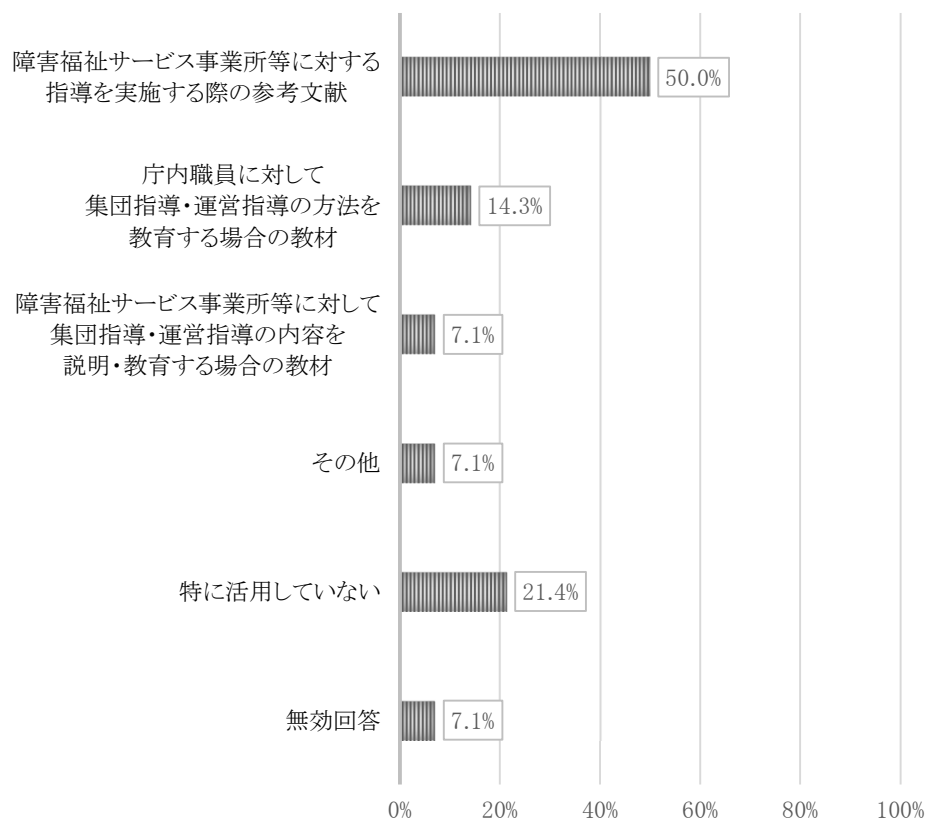
「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」の別紙資料「主眼事項及び着眼点等」を参考にして、指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導を実施したことがないと回答した先が、同資料を活用する状況として最も多くあげたのは、「障害福祉サービス事業所等に対する指導を実施する際の参考文献」(50.0%)であった。

(n=14)

		回答数	割合
1	障害福祉サービス事業所等に対する指導を実施する際の参考文献	7	50.0%
2	庁内職員に対して集団指導・運営指導の方法を教育する場合の教材	2	14.3%
3	障害福祉サービス事業所等に対して集団指導・運営指導の内容を説明・教育する場合の教材	1	7.1%
4	その他	1	7.1%
	特に活用していない	3	21.4%
	無効回答	1	7.1%

【その他の主な記述】

- ・ 「研修資料作成の際の参考としている」



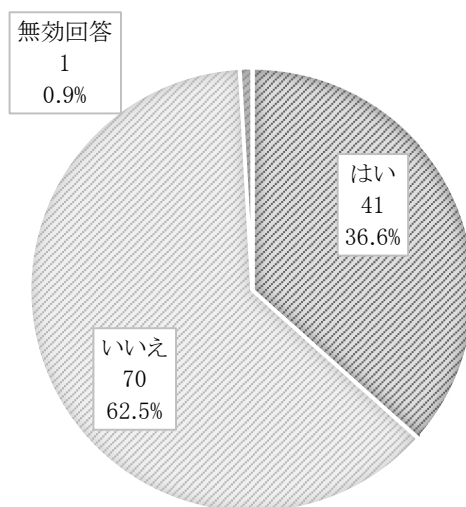
【Q24】「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて」（本文部分）活用状況（単一回答, 単位：件・%）

「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて」本文部分（「処分基準の考え方の例」を除く）を参考にして、指定障害福祉サービス事業者等に対する監査を実施したことがありますか。

「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて」を参考にして、指定障害福祉サービス事業者等に対する監査を実施したことがあると回答したのは、36.6%であった。

(n=112)

		回答数	割合
1	はい	41	36.6%
2	いいえ	70	62.5%
	無効回答	1	0.9%
合計		112	100.0%



【Q25】「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて」（本文部分）改善を希望する点（自由記述）

前問で「(1) はい」を選択した方にお伺いします。一番参考とならなかった、もしくは障害福祉分野の同マニュアルが策定される場合に最も追記・修正してもらいたい内容や項目はどこですか。同マニュアルにおける該当項目名や、具体的な要望事項などご教示ください。

【主な記述】

1. 不正請求・虐待認定の基準不足
 - ・ 「不正請求の定義や構成要件を明確化してほしい」
 - ・ 「人格尊重義務違反や虐待の認定基準を明文化してほしい」
 - ・ 「複数証言が一致しても加害者が否認する場合、認定できるのか判断に迷う」
 - ・ 「不正認定に必要な証拠のレベル（改ざん疑い時の推認基準）を具体化してほしい」
2. 処分類型・措置内容の明確化
 - ・ 「一部効力停止時の措置内容を類型化してほしい（例：新規利用者受入停止、報酬上限設定）」
 - ・ 「勧告対象となる違反事例を具体的に示してほしい」
 - ・ 「連座制の適用範囲を図表で整理（障害者総合支援法と児童福祉法の違いを含む）」
3. 監査権限と警察捜査の関係
 - ・ 「犯罪捜査で認められるが監査では認められない対応を具体化」
 - ・ 「警察捜査と監査が重なる場合の対応指針（監査延期、情報共有の範囲）」
 - ・ 「弁護士同席や証拠隠滅防止のための書類持ち帰り可否を明記」
4. 返還金・時効・過誤申立て
 - ・ 「返還金の時効の考え方（ある自治体で10年とする例があった）を統一」
 - ・ 「監査中に過誤申立てがあった場合、処分事由が消滅するのか明確化」
 - ・ 「市町村が過誤申立てを拒否できるかどうかの判断基準」
5. 事例集・FAQ・補足資料の要望
 - ・ 「各自治体の処分事例を集約した事例集」
 - ・ 「監査前の質問や確認事項をまとめたFAQ」
 - ・ 「報道対応時の留意点（個人情報保護との兼ね合い）」

6. 業務管理体制・特別監査

- ・ 「業務管理体制の特別検査の実施方法や質問例を追加」
- ・ 「組織性の判断基準（役員全員が欠格事由となるか）」
- ・ 「市町村の調査権限を明確化し、都道府県との役割分担を記載」

7. 法的根拠・関連通知の整理

- ・ 「障害者総合支援法だけでなく児童福祉法も記載」
- ・ 「公益通報対応の概要を追加」
- ・ 「不正認定後の事務手続きや推認の留意点を明記」

8. レイアウト・分かりやすさ

- ・ 「文章量が多く分かりにくい。図表やフローで整理」
- ・ 「処分基準や監査手順を表形式で提示」
- ・ 「監査通知・聴聞通知などの様式ひな型を付録化」

【Q26】「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて」（本文部分）便利・使いやすいと感じた点（自由記述）

Q24 で「(1) はい」を選択した方にお伺いします。便利である・使いやすいと感じた、もしくは障害福祉分野の同マニュアルが策定される場合に残してもらいたい項目はどこですか。同マニュアルにおける該当項目名や、具体的な要望事項などご教示ください。

【主な記述】

1. 監査から処分までの流れ図
 - ・ 「業務全体の流れ図（p2）が有用。監査から処分までのスケジュール感やタスク整理に役立つ」
 - ・ 「初めて監査を担当する職員にも理解しやすい。障害分野でも同様の図解を導入してほしい」
2. 行政手続法に基づく手続き
 - ・ 「行政手続法に沿った手続きが整理されている点は重要。障害分野でも必ず残すべき」
 - ・ 「聴聞・弁明の機会付与に関する Q&A（p32）は、通知から実施までの短期間で対応する際に参考になった」
3. 処分事由・処分程度の考え方
 - ・ 「処分程度の決定方法を 3 段階で整理している点が分かりやすい」
 - ・ 「処分の重さを判断する視点が示されており、実務に役立つ」
 - ・ 「不正認定に関する記載（p18）は、故意が必ずしも必要でないことや推認が可能であることを明記していて有用」
4. 不正認定・重過失の考え方
 - ・ 「重過失に関する記載は残してほしい。さらに複数の事例を列記してほしい」
 - ・ 「不正認定の考え方や経験則による推認の記載は、判断に迷う場面で参考になる」
5. 監査の段階ごとの整理
 - ・ 「監査の実施から処分まで、段階ごとに留意事項が示されていて使いやすい」
 - ・ 「監査を実施できない場合の対応が記載されている点も参考になった」
6. 行政上の措置の違い
 - ・ 「行政指導・勧告・命令・効力停止・指定取消など、措置の違いが整理されていて理解しやすい」

【Q27】「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて」（本文部分）の活用場面（複数回答可, 単位：％）

Q24 にてご回答頂いたケースに関わらず、「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて（通知）」（「処分基準の考え方の例」を除く本文部分のみ）を活用する状況がありましたらお教えてください。

（※Q27 は全回答者に対しての設問ですが、集計の関係上 Q24 にて「はい」と回答した回答者と「いいえ」と回答した回答者に分けて集計しています。また、選択肢「4. その他」を回答のうち「特に活用していない」と記述された回答については「4. その他」とは別に分類して集計しています。）

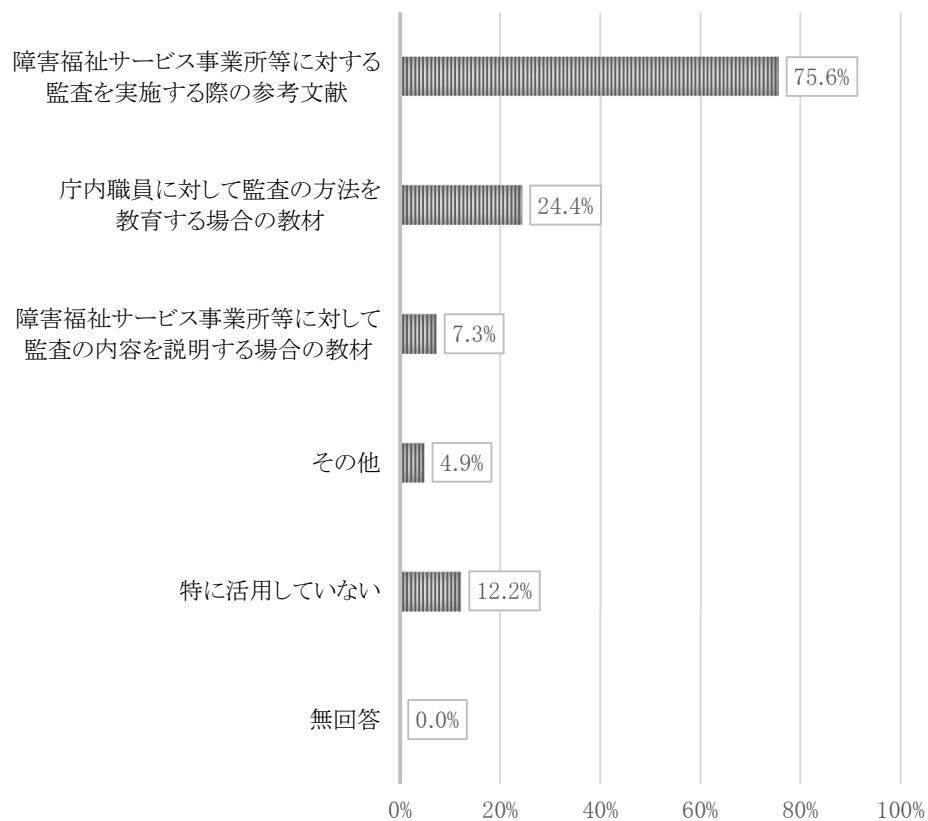
【Q24 で「はい」と回答した回答者を対象】

「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて」を参考にして、指定障害福祉サービス事業者等に対する監査を実施したことがあると回答した先が、同資料を活用する状況として最も多くあげたのは、「障害福祉サービス事業所等に対する監査を実施する際の参考文献」（75.6％）であった。

		(n=41)	
		回答数	割合
1	障害福祉サービス事業所等に対する監査を実施する際の参考文献	31	75.6%
2	庁内職員に対して監査の方法を教育する場合の教材	10	24.4%
3	障害福祉サービス事業所等に対して監査の内容を説明する場合の教材	3	7.3%
4	その他	2	4.9%
	特に活用していない	5	12.2%
	無回答	0	0.0%

【その他の主な記述】

- ・ 「自治体独自の監査マニュアル等作成時の参考」
- ・ 「職員に対して監査の方法を教育する場合の教材」



【Q24で「いいえ」と回答した回答者を対象】

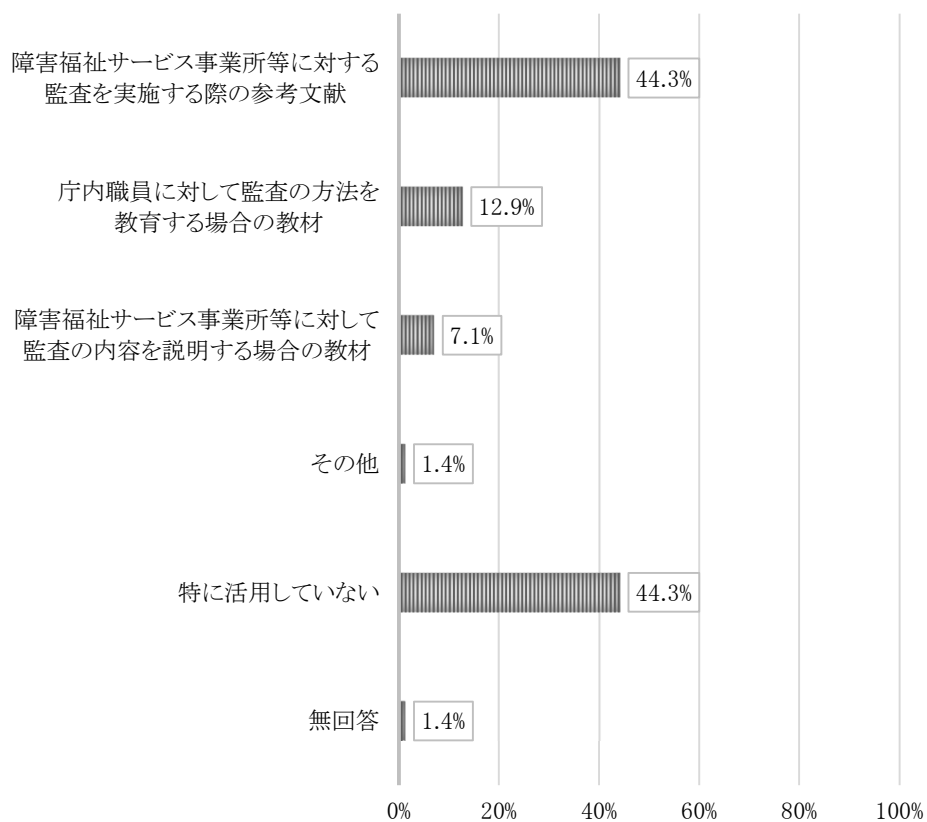
「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて」を参考にして、指定障害福祉サービス事業者等に対する監査を実施したことがないと回答した先が、同資料を活用する状況として最も多くあげたのは、「障害福祉サービス事業所等に対する監査を実施する際の参考文献」と「特に活用していない」（いずれも 44.3%）であった。

(n=70)

		回答数	割合
1	障害福祉サービス事業所等に対する監査を実施する際の参考文献	31	44.3%
2	庁内職員に対して監査の方法を教育する場合の教材	9	12.9%
3	障害福祉サービス事業所等に対して監査の内容を説明する場合の教材	5	7.1%
4	その他	1	1.4%
	特に活用していない	31	44.3%
	無回答	1	1.4%

【その他の主な記述】

- ・ 「上長がリスクを分析するための処分の判断材料にすることが多い。」



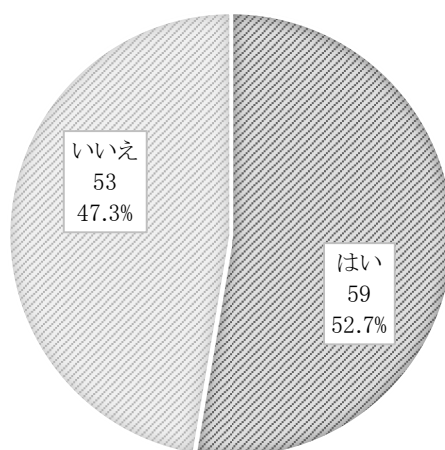
【Q28】「処分基準の考え方の例」の活用状況（単一回答, 単位：件・％）

「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて（通知）」の「処分基準の考え方の例」を参考にして、指定障害福祉サービス事業者等に対する処分を検討したことがありますか。（処分の実施・未実施は問わない）

「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて（通知）」の「処分基準の考え方の例」を参考にして、指定障害福祉サービス事業者等に対する処分を検討したことがあると回答したのは、52.7%であった。

(n=112)

		回答数	割合
1	はい	59	52.7%
2	いいえ	53	47.3%
合計		112	100.0%



【Q29】「処分基準の考え方の例」活用時の課題（自由記述）

Q28 で「(1) はい」を選択した方にお伺いします。「処分基準の考え方の例」を活用する中で最も悩んだこと、困ったことをご回答ください。

【主な記述】

1. 利用者保護と処分のバランス
 - ・ 「利用者保護と行政処分の関係性。事業所を停止すると代替サービスがなくなる場合、どこまで軽減できるか」
 - ・ 「高額返還事案でも指定取消をしていない事例があり、全国的な判断のばらつきに悩む」
2. 不正請求の認定と加算金の判断
 - ・ 「法令解釈誤りによる高額返還の場合、不正請求とするか過誤調整で済ませるか」
 - ・ 「加算金 40%徴収の判断基準が不明確」
 - ・ 「不正請求額 10%以上の加重視点で、複数年度にまたがる場合の計算方法が分からない（1500÷1000 か 500÷1000 か）」
3. 重過失・悪質性の判断基準
 - ・ 「重過失を故意と同視できるとあるが、何をもって重過失とするか具体例が不足」
 - ・ 「悪質性（虚偽答弁、隠蔽等）の範囲や程度が曖昧」
4. 複数事由の扱い
 - ・ 「処分事由が複数ある場合、級を上げるのか、加算するのか判断が難しい」
 - ・ 「加重・軽減の視点に該当しない場合の扱いが不明」
5. 制度差異と適用可否
 - ・ 「介護保険の考え方を障害分野にそのまま適用してよいのか」
 - ・ 「虐待事案で、介護と障害では性質が異なるため、同じ基準でよいか悩む」
 - ・ 「報酬制限（3 割減）を障害分野でどう扱うか不明」
6. システム・実務上の課題
 - ・ 「報酬減算処理が請求ソフトで対応できず、手入力で毎月確認する負担が発生」
 - ・ 「過誤申立てが監査中にあった場合、処分事由が消滅するのか判断困難」
7. 加重・軽減の適用と評価
 - ・ 「加重・軽減の視点に具体的事実を当てはめる作業が難しい」

- ・ 「組織的関与がある場合、効力停止期間の延長だけでよいのか、処分態様を変えるべきか悩む」
8. 事例・指標の不足
- ・ 「全国の処分事例や裁判例との整合性が不明」
 - ・ 「Q&A や具体的事例がなく、判断に迷う」
 - ・ 「複数要件のうち一部のみ該当する場合、どちらを重視すべきか不明」

【Q30】「処分基準の考え方の例」活用しない理由（自由記述）

Q28 で「(2) いいえ」を選択した方にお伺いします。「処分基準の考え方の例」を積極的に活用しない理由があれば、ご回答ください。

【主な記述】

1. 既存の独自基準や要領の存在
 - ・ 「既に障害福祉サービス事業者向けの監査要領を整備しているため」
 - ・ 「県の処分基準や過去の事例を基に判断している」
 - ・ 「介護分野のマニュアルを参考に独自基準を作成済み」
2. 制度差異による適用困難
 - ・ 「介護保険と障害福祉の処分基準を同列で扱ってよいか判断しかねる」
 - ・ 「法体系が異なるため、根拠として説明するのは困難」
 - ・ 「介護保険施設向けの考え方を障害分野にそのまま適用するのは不適切」
3. 法的拘束力の違い
 - ・ 「あくまで考え方の例であり、これを根拠に処分を決定することはできない」
 - ・ 「自治体が独自に処分基準を作成し、それに基づき処分するべきと考えている」
4. 認知不足・情報不足
 - ・ 「マニュアルの存在を知らなかった」
 - ・ 「知ったのが最近で、既に独自の事務取扱で対応している」
5. 処分事例の少なさ・必要性の欠如
 - ・ 「処分を検討する機会がなかった」
 - ・ 「監査に該当する事案がなかった」
 - ・ 「処分に至る事例がないため、活用の必要がなかった」
6. 総合考慮との整合性
 - ・ 「従前の事例とのバランス上、処分基準例に基づく処分は難しい」
 - ・ 「全国的なトレンドとの比較指標としては参考にしている」

【Q31】「処分基準の考え方の例」の活用場面（複数回答可, 単位：％）

Q28 にてご回答頂いたケースに関わらず、「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて（通知）」の「処分基準の考え方の例」を活用する状況がありましたらお教えください。

（※Q31 は全回答者に対しての設問ですが、集計の関係上 Q28 にて「はい」と回答した回答者と「いいえ」と回答した回答者に分けて集計しています。また、選択肢「4. その他」を回答のうち「特に活用していない」と記述された回答については「4. その他」とは別に分類して集計しています。）

【Q28 で「はい」と回答した回答者を対象】

「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて（通知）」の「処分基準の考え方の例」を参考にして、指定障害福祉サービス事業者等に対する処分を検討したことがあると回答した先が、同資料を活用する状況として最も多くあげたのは、「障害福祉サービス事業所等に対する指導を実施する際の参考文献」（64.4％）であった。

(n=59)

		回答数	割合
1	障害福祉サービス事業所等に対する監査を実施する際の参考文献	38	64.4%
2	庁内職員に対して監査の方法を教育する場合の教材	13	22.0%
3	障害福祉サービス事業所等に対して監査の内容を説明する場合の教材	3	5.1%
4	その他	8	13.6%
	特に活用していない	9	15.3%
	無回答	0	0.0%

【その他の主な記述】

1. マニュアル作成時の参考

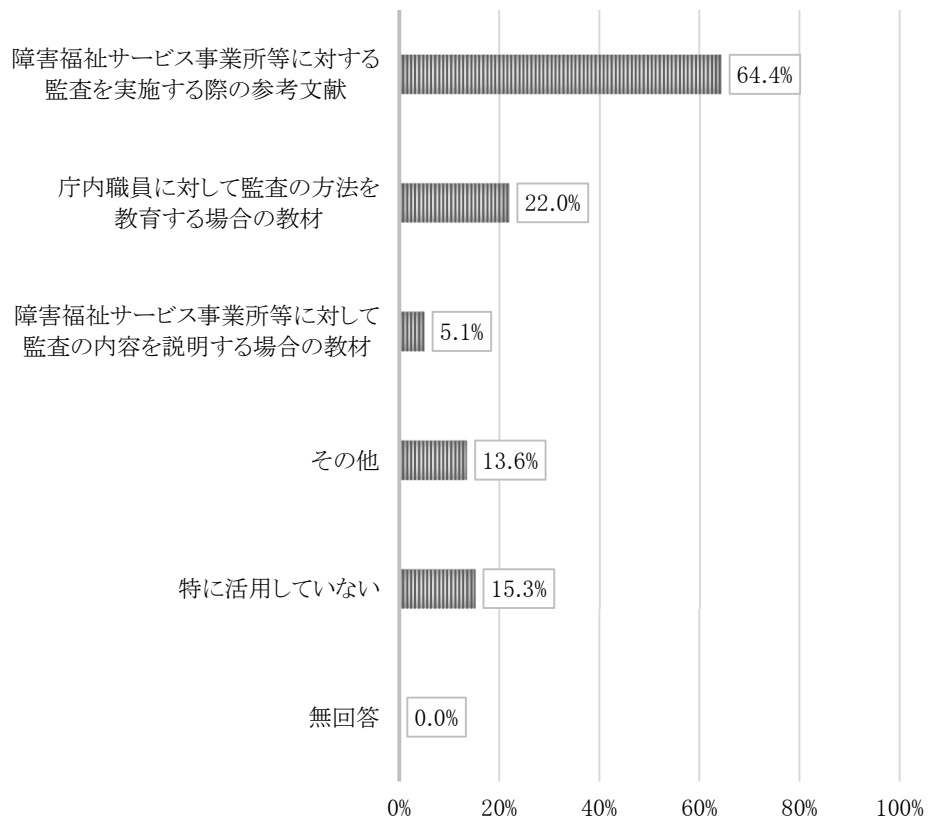
- ・ 「指定福祉サービス事業者等に対する処分を検討する際の参考文献」
- ・ 「独自のマニュアル等作成の参考」

2. 処分時の参考

- ・ 「行政処分相当事案で実際に活用した」
- ・ 「国が障害の処分基準を作るまでの参考とする」
- ・ 「処分をする場合の判断基準の確認等」

3. 教育

- ・ 「職員に対して監査の方法を教育する場合」



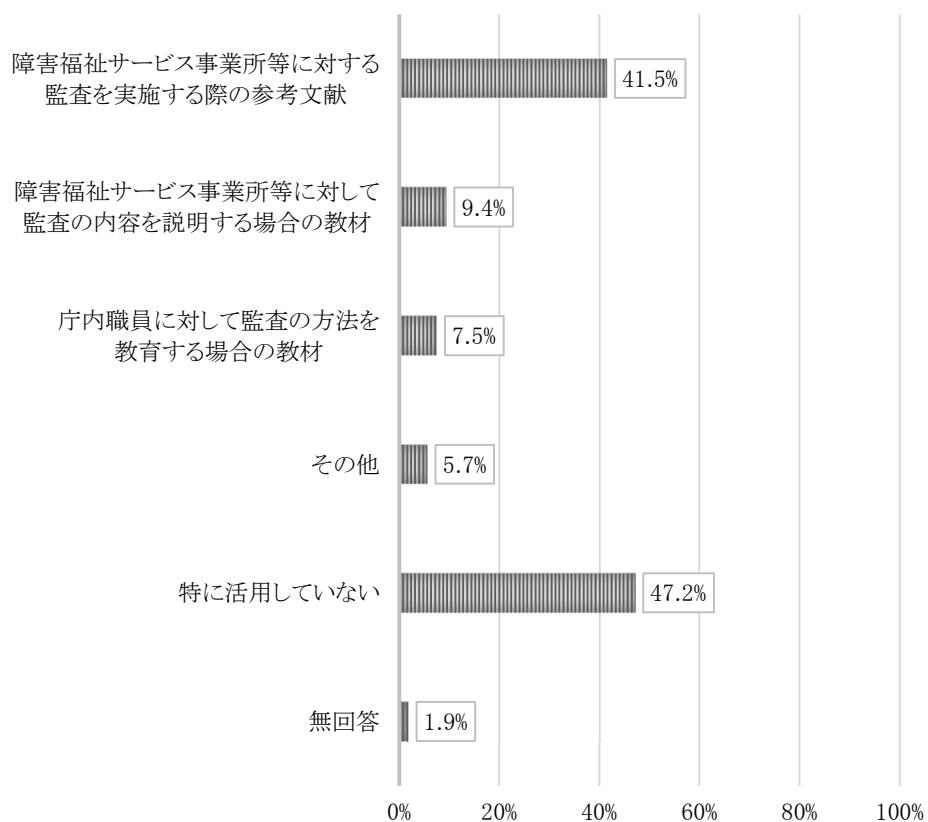
【Q28で「いいえ」と回答した回答者を対象】

「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて（通知）」の「処分基準の考え方の例」を参考にして、指定障害福祉サービス事業者等に対する処分を検討したことがないと回答した先が、同資料を活用する状況として最も多くあげたのは、「特に活用していない」（47.2%）、次いで「障害福祉サービス事業所等に対する指導を実施する際の参考文献」（41.5%）であった。

		(n=53)	
		回答数	割合
1	障害福祉サービス事業所等に対する監査を実施する際の参考文献	22	41.5%
2	庁内職員に対して監査の方法を教育する場合の教材	4	7.5%
3	障害福祉サービス事業所等に対して監査の内容を説明する場合の教材	5	9.4%
4	その他	3	5.7%
	特に活用していない	25	47.2%
	無回答	1	1.9%

【その他の主な記述】

- ・ 「監査の結果、処分を検討する機会が生じたら活用する。」
- ・ 「独自の処分基準をもとに検討している処分程度が、「処分基準の考え方の例」による処分程度と乖離していないか確認するために活用している。」



**【Q32】「障害福祉サービス事業所等に対する指導マニュアル・監査マニュアル」への要望
(自由記述)**

その他、障害福祉サービス事業所等に対する「指導マニュアル（仮称）」、「監査マニュアル（仮称）」に対し望むことなどあればご教示ください。

【主な記述】

1. 更新性・制度改正対応
 - ・ 「頻回な制度改正に対応し、更新が放置されないこと」
 - ・ 「報酬改定時には自己点検表を即時改定してほしい」
 - ・ 「改定スケジュールや見通しを事前に示してほしい」
2. 初心者でも使いやすい構成
 - ・ 「職員の入れ替わりが多いため、初心者でも理解できるマニュアルを」
 - ・ 「ここを押さえれば指導監査ができるという要点集を」
 - ・ 「図解やQ&Aを盛り込み、視覚的に分かりやすく」
3. 具体的な事例・様式の提示
 - ・ 「監査時の準備事項、収集書類の例示、質問事項例」
 - ・ 「行政処分通知の記載例」
 - ・ 「不正請求や虐待事案の認定基準と事例」
 - ・ 「処分事由ごとの過去事例と理由を整理した資料」
 - ・ 「聞き取り表（陳述書）の雛形、ヒアリングシート」
 - ・ 「BCP訓練の事例、個別支援計画の記載例」
4. 全国統一の処分基準と判断指針
 - ・ 「全国統一の処分基準を早急に策定」
 - ・ 「人格尊重義務違反の判断基準を明確化」
 - ・ 「加重・軽減の視点に具体的指標を」
 - ・ 「効力停止の減算率や期間の目安」
 - ・ 「指導と処分の判断基準も明記」
5. 個人情報・自治体間連携
 - ・ 「市町村への情報提供範囲を明示」
 - ・ 「個人情報保護法との整合性を全国統一で整理」
 - ・ 「刑事告発や損害賠償請求時の資料提供の可否を明記」

6. 訴訟対応・法的リスク管理
 - ・ 「行政処分後の訴訟対応を記載」
 - ・ 「不正請求と詐欺罪の関係、捜査機関への相談基準」
 - ・ 「証拠・証言の取扱いと不利益取扱い防止策」
7. 指導・監査の効率化
 - ・ 「標準確認項目をさらに絞り込み」
 - ・ 「所要時間の目安を記載」
 - ・ 「オンラインを活用した関係者へのヒアリングなどが可能であれば具体的な方法を明記」
8. 事業者視点の配慮
 - ・ 「事業所が読んで自ら取り組める内容」
 - ・ 「不正確認方法と『事業者支援』のバランスを明示」
 - ・ 「実費負担項目の一覧と根拠を提示」
9. 介護分野との整合性・相違点
 - ・ 「介護保険マニュアルとの整合性を図り、相違点は明記」
 - ・ 「共通点・違いを明確化し、併用しやすい構成に」
 - ・ 「虐待調査手法の違いを整理」

1.6. 調査票

「障害福祉サービス事業所等に対する効果的・効率的な指導監査等に関する調査」 アンケート調査

【ご回答の方法】

- 別途 URL をお送りした Web アンケート回答フォームにてご回答ください。本帳票は貴自治体内における控えとしてご活用ください。

【当事業の概要とご留意頂く点】

- 本事業は、令和7年度障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）の採択を受け、国庫補助を受けて実施するものです。
- 本事業では、障害福祉サービス事業所等に対する指導および監査の内容を全国的に平準化することを目的として、同事業所等に対する「運営指導マニュアル（仮称）」および「監査マニュアル（仮称）」の策定を目指しております。
- ここでいう「障害福祉サービス事業所等」とは、「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」および「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」の目的に定められている事業所等を指します。
- なお、本調査でご提供いただいた情報や資料については、許可なく不特定多数に公表することはありません。調査報告書等にまとめる場合にも、ご協力いただいた自治体様に不利益が生じないよう十分に配慮いたします。
- また、回答につきましては、必ずしも自治体としての統一したご見解を求めるものではありません。障害福祉サービス事業所等に対する「運営指導マニュアル（仮称）」および「監査マニュアル（仮称）」の策定にあたり、実務担当者の皆様から幅広いご意見を参考にさせていただきたく存じます。（※回答時は、各自治体につき1件のみご回答ください。複数の職員の方が重複してご回答されないよう、自治体内でご調整のうえ、ご回答ください。）

以上をご理解の上、忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【Q1】（回答必須）

ご回答者の方の情報について教えてください。

必要に応じて弊社から回答内容のご確認のためご連絡させて頂く場合がございます。

都道府県名	
市名 ※自治体が都道府県の場合「都道府県のため該当なし」	
所属部署	
回答者名	
電話番号	
メールアドレス	

【Q2】（単一回答、回答必須）

貴自治体の種別を選択してください。

- (1) 都道府県
- (2) 政令指定都市
- (3) 中核市

回答	
----	--

【Q3】（単一回答、回答必須）

2023 年～2025 年 8 月までの間に集団指導を実施しましたか。

- (1) はい
- (2) いいえ

回答	
----	--

【Q4】（複数回答可、回答必須） ※前問で「(1) はい」と回答した方にお伺いします。

集団指導の実施方法について教えてください。

- (1) 集合講義（会場に事業者が集合する形式での講義）
- (2) オンライン講義（リアルタイムな動画配信による講義）
- (3) オンデマンド配信（あらかじめ制作した動画を、事業者が都合のよいタイミングで視聴する）
- (4) その他 ※300 字以内

回答	
----	--

【Q5】（複数回答可、回答必須） ※前問で「(3) オンデマンド配信」を選択した方にお伺いします。

その場合、障害福祉サービス事業所等が視聴していることの確認方法はどのように行っていますか。

- (1) 受講後にアンケートフォームからアンケートに回答してもらう
- (2) 受講後にメールやチャットアプリを利用して受講報告書などを提出してもらう
- (3) 受講後に書面の受講報告書などを郵送してもらう
- (4) 動画配信アプリなどの機能を利用して視聴者をチェックしている。

⇒具体的な動画配信アプリ名、 その機能名

()

(5) その他 ※300 字以内

(6) 特に確認していない

回答	
----	--

【Q6】（単一回答、回答必須）

指導指針に記されている頻度（※）にのっとって、集団指導を実施できていますか。

（※）指導指針における記載

「4 指導対象の選定」－「(1) 集団指導」

「① 新たに自立支援給付対象サービス等を開始した障害福祉サービス事業者等については、おおむね 1 年以内に全てを対象として実施する。」

(1) はい

(2) いいえ

回答	
----	--

【Q7】（複数回答可、回答必須） ※前問で「(2) いいえ」を選択した方にお伺いします。

実施できなかった理由をお教えてください

- (1) 地域における障害福祉サービス事業所等の増加に人手や体制が追いついていない
- (2) 会場やオンライン機材などが不足している
- (3) 分かりやすい業務マニュアルやチェックシートがない
- (4) その他 ※300 字以内

回答	
----	--

【Q8】(単一回答、回答必須)

2023 年～2025 年 8 月までの間に運営指導は実施しましたか。

- (1) はい
- (2) いいえ

回答	
----	--

【Q9】(単一回答、回答必須)

令和 6 年度まではおおむね 3 年に 1 度 (※)、運営指導を実施できていましたか。

(※) 令和 6 年 3 月 5 日付けの指導指針における記載

「4 指導対象の選定」－「(2) 運営指導」

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等については、おおむね 3 年に 1 度実施する。ただし、障害福祉サービス事業者等の運営等に重大な問題があると認められる場合は、例えば、毎年 1 回は運営指導を行う等して、指導の重点化を図るものとする。
- ② その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

- (1) はい
- (2) いいえ

回答	
----	--

【Q10】(複数回答可、回答必須) ※前問で「(2) いいえ」を選択した方にお伺いします。

実施できなかった理由をお教えてください

- (1) 地域における障害福祉サービス事業所等の増加に人手や体制が追いついていない
- (2) 分かりやすい業務マニュアルやチェックシートなどが無い
- (3) その他 ※300 字以内

回答	
----	--

【Q11】(単一回答、回答必須)

今後、令和 7 年 3 月 31 日付けの指導指針に記されている頻度 (※) にのっとり、運営指導を実施できる見込みですか。

(※) 令和 7 年 3 月 31 日付けの指導指針における記載

「4 指導対象の選定」－「(2) 運営指導」

- ① 指定の権限を持つ障害福祉サービス事業者等が運営する事業所のうち、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型及び共同生活援助を行う事業所については、3 年に 1 回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、3 年に 1 回までは求めないが、原則として指定の有効期間内に少なくとも 1 回以上実施する。

② 指定後まもない障害福祉サービス事業者等については、指定後 3 年以内に実施する。ただし、就労継続支援 A 型は、従来どおり新規指定の半年後を目途に初回の運営指導を実施する。

- (1) はい
- (2) いいえ

回答	
----	--

【Q12】（複数回答可、回答必須） ※前問で「(2) いいえ」を選択した方にお伺いします。

実施できない見込の理由をお教えてください。

- (1) 地域における障害福祉サービス事業所等の増加に人手や体制が追いついていない
- (2) 分かりやすい業務マニュアルやチェックシートなどがない
- (3) その他 ※300 字以内

回答	
----	--

【Q13】（単一回答、回答必須）

2023 年～2025 年 8 月までの間に監査は実施しましたか。

(8/31 現在、監査通知発出済みで、現在も監査を実施しているものを含む)

- (1) はい
- (2) いいえ

回答	
----	--

【Q14】（複数回答可、回答必須） ※前問で「(2) いいえ」を選択した方にお伺いします。

実施しなかった理由をお教えてください。

- (1) 監査に該当する事案がなかった
- (2) 監査業務の手順などが確立しておらず、監査を実施できなかった
- (3) 行政処分基準が確立されておらず、処分が視野に入る監査を実施できないと考えた
- (4) その他 ※300 字以内

回答	
----	--

【Q15】（単一回答、回答必須）

2023 年～2025 年 8 月までの間に行政処分は実施しましたか。

（8/31 現在、処分の実施までには至っていないが、行政処分実施の庁内決裁が済んでい
る、聴聞通知を発出済みである等の実施がほぼ確定しているものを含む）

- (1) はい
- (2) いいえ

回答	
----	--

【Q16】（単一回答、回答必須）

「介護保険施設等運営指導マニュアル」本文部分（「確認項目及び確認文書」を除く）を参
考にして、指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導・運営指導を実施したことが
ありますか。

- (1) はい
- (2) いいえ

回答	
----	--

【Q17】（自由記述） ※前問で「(1) はい」を選択した方にお伺いします。

一番参考とならなかった、もしくは障害福祉分野の同マニュアルが策定される場合に最も
追記・修正してもらいたい内容や項目はどこですか。同マニュアルにおける該当項目名
や、具体的な要望事項などご教示ください。

※1000 字以内

--

【Q18】（自由記述） ※Q16 で「(1) はい」を選択した方にお伺いします。

便利である・使いやすいと感じた、もしくは障害福祉分野の同マニュアルが策定される場
合に残してもらいたい内容や項目はどこですか。同マニュアルにおける該当項目名や、具
体的な要望事項などご教示ください。

※1000 字以内

--

【Q19】（複数回答可、回答必須）

Q16にてご回答頂いたケースに関わらず、「介護保険施設等運営指導マニュアル」を活用する状況がありましたらお教えてください。

- (1) 障害福祉サービス事業所等に対する指導を実施する際の参考文献
- (2) 庁内職員に対して集団指導・運営指導の方法を教育する場合の教材
- (3) 障害福祉サービス事業所等に対して集団指導・運営指導の内容を説明・教育する場合の教材
- (4) その他 ※300字以内

回答	
----	--

【Q20】（単一回答、回答必須）

「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」の別紙資料「主眼事項及び着眼点等」を参考にして、指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導を実施したことがありますか。

- (1) はい
- (2) いいえ

回答	
----	--

【Q21】（自由記述） ※前問で「(1) はい」を選択した方にお伺いします。

見直しや追記、修正してもらいたいと感じた内容や項目はどこですか。同マニュアルにおける該当項目名や、具体的な要望事項などご教示ください。※1000字以内

--

【Q22】（自由記述） ※Q20で「(1) はい」を選択した方にお伺いします。

便利である・使いやすいと感じた内容や項目はどこですか。具体的な内容などご教示ください。※1000字以内

--

【Q23】（複数回答可、回答必須）

Q20にてご回答頂いたケースに関わらず、「指定障害福祉サービス事業者等監査指針」の別紙資料「主眼事項及び着眼点等」を活用する状況がありましたらお教えてください。

- (1) 障害福祉サービス事業所等に対する指導を実施する際の参考文献
- (2) 庁内職員に対して集団指導・運営指導の方法を教育する場合の教材
- (3) 障害福祉サービス事業所等に対して集団指導・運営指導の内容を説明・教育する場合の教材
- (4) その他 ※300字以内

回答	
----	--

【Q24】（単一回答、回答必須）

「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて」本文部分（「処分基準の考え方の例」を除く）を参考にして、指定障害福祉サービス事業者等に対する監査を実施したことがありますか。

- (1) はい
- (2) いいえ

回答	
----	--

【Q25】（自由記述） ※前問で「(1) はい」を選択した方にお伺いします。

一番参考とならなかった、もしくは障害福祉分野の同マニュアルが策定される場合に最も追記・修正してもらいたい内容や項目はどこですか。同マニュアルにおける該当項目名や、具体的な要望事項などご教示ください。

※1000字以内

--

【Q26】（自由記述） ※Q24で「(1) はい」を選択した方にお伺いします。

便利である・使いやすいと感じた、もしくは障害福祉分野の同マニュアルが策定される場合に残してもらいたい項目はどこですか。同マニュアルにおける該当項目名や、具体的な要望事項などご教示ください。具体的な内容などご教示ください。※1000字以内

--

【Q27】（複数回答可、回答必須）

Q24にてご回答頂いたケースに関わらず、「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて(通知)」(「処分基準の考え方の例」を除く本文部分のみ)を活用する状況がありましたら教えてください。

- (1) 障害福祉サービス事業所等に対する指導を実施する際の参考文献
- (2) 庁内職員に対して集団指導・運営指導の方法を教育する場合の教材
- (3) 障害福祉サービス事業所等に対して集団指導・運営指導の内容を説明・教育する場合の教材
- (4) その他 ※300字以内

回答	
----	--

【Q28】（単一回答、回答必須）

「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて(通知)」の「処分基準の考え方の例」を参考にして、指定障害福祉サービス事業者等に対する処分を検討したことがありますか。(処分の実施・未実施は問わない)

- (1) はい
- (2) いいえ

回答	
----	--

【Q29】（自由記述） ※Q28で「(1) はい」を選択した方にお伺いします。

「処分基準の考え方の例」を活用する中で最も悩んだこと、困ったことをご回答ください。 ※1000字以内

--

【Q30】（自由記述） ※Q28で「(2) いいえ」を選択した方にお伺いします。

「処分基準の考え方の例」を積極的に活用しない理由があれば、ご回答ください。 ※1000字以内

--

【Q31】（複数回答可、回答必須）

Q28にてご回答頂いたケースに関わらず、「介護保険施設等に対する監査マニュアルについて(通知)」の「処分基準の考え方の例」を活用する状況がありましたらお教えてください。

- (1) 障害福祉サービス事業所等に対する指導を実施する際の参考文献
- (2) 庁内職員に対して集団指導・運営指導の方法を教育する場合の教材
- (3) 障害福祉サービス事業所等に対して集団指導・運営指導の内容を説明・教育する場合の教材
- (4) その他 ※300字以内

回答	
----	--

【Q32】（自由記述）

その他、障害福祉サービス事業所等に対する「指導マニュアル(仮称)」、「監査マニュアル(仮称)」に対し望むことなどあればご教示ください。※1000字以内

--

設問は以上です。
ご回答ありがとうございました。

1.7. インタビュー調査の実施概要

「指導・監査マニュアル（仮称・案）」を作成するにあたり、指導・監査業務の具体的な内容の整理と課題の抽出を行うことを目的として、インタビュー調査を行った。

全6自治体の監査担当者に対してインタビュー調査を実施し、結果は「指導・監査マニュアル（仮称・案）」に反映した。この6自治体は監査の経験がある自治体であり、規模は都道府県、政令指定都市、中核市、一般市である。

なお、6自治体とも匿名を希望されたため、匿名としている。

【インタビュー調査実施自治体】

訪問日	自治体名（非公開）
令和7年9月10日	自治体①
令和7年9月10日	自治体②
令和7年9月11日	自治体③
令和7年9月11日	自治体④
令和7年9月12日	自治体⑤
令和7年9月17日	自治体⑥

2. 集団指導・運営指導マニュアル（仮称・案）作成にあたっての主な論点

2.1. マニュアルの全体構成について

本事業において、集団指導・運営指導マニュアル（仮称・案）を作成するに当たり、介護保険分野における集団指導・運営指導の業務手順を整理した「介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月策定）」（厚生労働省老健局総務課介護保険指導室）を参考とした。

一方で、全体構成については抜本的に見直し、マニュアル全体を「集団指導」「運営指導」の2部構成とし、各項目において指導に必要な基本知識および実務手順等を整理した。

また、本事業では集団指導・運営指導マニュアル（仮称・案）に加え、監査業務の手順を整理した監査マニュアル（仮称・案）を同時に作成することから、集団指導・運営指導、監査、行政処分までの流れが理解しやすいよう、冒頭で指導監督の全体像を提示するなどの整理を行った。

2.2. 集団指導について

集団指導のねらいは「正確な情報の伝達・共有」および「不正・過失行為の未然防止」と位置付けた。また、講習形式に加え、オンライン（資料掲載、動画配信、Web会議等）を含む実施方法を提示した。

加えて、実施計画の作成手順、運営指導との連動の考え方（運営指導の前に実施することが望ましい等）を明確化するとともに、カリキュラム例（制度改正、基準、虐待防止、報酬請求等）を例示した。

さらに、通知が行政指導であることを踏まえ、通知に記載すべき事項（趣旨・内容・責任者・根拠法令・目的等）を整理・明文化した。

実施後の対応については、出欠（または視聴）確認、理解度（習熟度）確認、欠席者への資料送付を基本措置として定めた。あわせて、必要に応じた運営指導の優先実施、ならびに都道府県・市町村間の資料共有（相互情報提供）についても運用の方向性を示した。

2.3. 運営指導について

2.3.1. 業務全体の流れ

運営指導については、事前準備、当日の実施事項、事後対応という一連のプロセスを整理し、全体の流れを図表として明示した。

2.3.2. 調査と行政指導

実務者へのヒアリング等において、障害者総合支援法に基づく各種調査（報告徴収、帳簿・書類の提出、質問等）と、行政手続法に基づく行政指導の位置付けが分かりにくいとの意見が得られた。そこで、両者を区分して整理し、法的性格の相違等を明確化した。

2.3.3. 実施方法

運営指導における確認事項は、①障害福祉サービスの実施状況指導（サービスの質）、②最低基準等運営体制指導（体制・基準）、③報酬請求指導（基本報酬、加算・減算等）の3類型に区分した。

また、別添「確認項目および確認文書」を最低限のチェックポイントとして位置付け、原則として当該範囲で確認する運用とした。ただし、不正が疑われるなど詳細な確認が必要となる場合には、追加で資料の提出を求めることを可能とした。

なお、別添「確認項目および確認文書」は、従来の運営指導で用いられてきたチェックリストである「主眼事項及び着眼点等」を基礎に置きつつ、その見直し方針を本年度事業で検討・提示した。そのため本事業内では別添「確認項目および確認文書」の具体化・完成には至っていない。

当該見直しの考え方および論点については、後述の「3. 指導指針別紙「主眼事項及び着眼点等」の見直しにあたっての論点」を参照のこと。

2.3.4. 実施計画から事前準備まで

当日、事業所に訪問する前段階の業務として、実施計画の作成、運営指導の実施通知（時期、通知内容、無通告実施時の留意点）、また事前の資料依頼などについて整理した。

2.3.5. 障害福祉サービスの実施状況指導

運営指導の確認事項の一つ、障害福祉サービスの実施状況指導の目的は、利用者に提供されるサービスの質を確認し、必要な指導を行うことと位置づけた。

実施状況指導については、施設・設備やサービス実施状況、利用者のサービス利用実態を目視確認および関係者への聴取を通じて確認することと整理した。

また、個別支援計画等については、ケアマネジメント・プロセス（アセスメント、計画、実施、モニタリング等）の適切性を確認する視点を整理するとともに、「介護保険施設等運営指導マニュアル（令和4年3月策定）/厚生労働省」にて示されているヒアリング例を提示した。

2.3.6. 個人情報保護について

特に実施状況指導では、利用者に関する文書を確認することから、個人情報保護に関する取扱いを明記した。

利用者に関する文書の確認は、個人情報保護の観点から現地閲覧を原則とした。その上で、コピーおよび持ち帰りを原則禁止とし、持ち帰りをを行う場合には匿名化した記録に限る運用とした。あわせて、記録には個人情報を記載しないこと、ならびに写真撮影・スキャンを原則禁止とし、やむを得ず実施する場合は本人等の同意を得ることを明確化した。

2.3.7. 最低基準等運営体制指導について

運営指導の確認事項の一つ、最低基準等運営体制指導の目的は、サービスの質を確保するための障害福祉サービス事業者における運営体制を確認し、必要に応じて指導することである。

本マニュアルでは、運営基準の中でも特に重要な項目を確認事項として整理し、従業員の員数・勤務体制、非常災害対策、事故発生防止・対応、地域連携等について、体制が適切に整備・運用されているかを確認する視点を示した。

確認にあたっては、原則として事業所訪問により、勤務体制一覧表、勤怠データ、災害マニュアル、訓練記録、事故対応マニュアル等を用いた実地確認を行う。また、確認項目の性質によってはオンラインによる確認も可能と位置づけた。

さらに、事故防止委員会や研修、ヒヤリハット活動など、制度要件が実効的に機能しているかを確認する視点を整理し、「介護保険施設等運営指導マニュアル（令和４年３月策定）/厚生労働省」のヒアリング例を提示することで、実践的な確認の方向性を示した。

2.3.8. 報酬請求指導について

運営指導の確認事項の一つ、報酬請求指導の目的は、障害福祉サービス事業者が報酬基準に基づき適正に請求できるよう支援し、不正請求の防止と制度運営の適正化を図ることである。本マニュアルでは、基本報酬および各種加算・減算について、算定要件に沿った請求が行われているかを確認する視点を整理した。

基本報酬では、実際のサービス提供内容と請求単位数の整合性を確認し、架空請求や付増請求の疑いがある場合には事実確認の上、監査へ移行する必要があることを示した。また判断にあたっては、サービス記録だけでなく、勤務実績、個別支援計画、利用者の証言など複数資料の総合的な確認が必要である。

加算・減算については、報酬基準の要件理解や運用状況を確認し、記録不足等がある場合には改善を促すこととした。特に、人員基準減算の未適用など要件不充足のまま通常請求を行う事例は、不正請求に該当し得る点を整理した。

なお、確認は原則実地で行うが、内容に応じてオンラインでの実施も可能とした。

2.3.9. 運営指導実施後の措置

運営指導終了後の講評、後日の文書通知、ならびに指摘事項の区分（文書指導、口頭指導、助言）について整理し、それぞれに求められる要件、根拠の提示方法、改善報告の要否を明確にした。

また、改善報告書に求める記載事項（改善内容、未完了の場合の期限および具体的対応等）を明確化するとともに、重要性に応じた現地確認の要否および実施時期の考え方を示した。

さらに、特に報酬請求の不整合への対応については、不正の疑いがある場合は監査へ移行し、不正の疑いがない場合は自己点検および過誤調整を促すこととするなど、返還指導の基

本的な考え方を整理した。あわせて、指定権者および援護元市町村との連携の在り方を明確にした。

2.3.10. 標準化・効率化

運営指導における標準化・効率化については、自治体職員および事業者の負担軽減に加え、指導頻度の向上を通じたサービスの質の改善にも寄与するとの観点を明確にした。

また、その推進に当たっては、①集団指導の充実、②業務管理体制の構築支援、③必要に応じた監査の適時・適正な実施の3点を重要な取組として位置付けた。

2.3.11. 監査への変更

運営指導の実施中であっても、①著しい運営基準違反（生命・身体への危害のおそれ）がある場合、②著しく不正な請求と認められる場合、③不正の手段による指定が疑われる場合、④障害者虐待等（身体拘束を含む）が疑われる場合には、直ちに監査へ切り替えて事実関係を確認するものとし、その判断基準を明確化した。

また、運営指導のうち調査権限に基づく部分に関して虚偽報告等があった場合には、罰則が適用され得る点を明記した。

2.3.12. 実施者の留意点

運営指導を行う側の留意事項として、担当者の態度（高圧的言動の禁止等）、根拠に基づく指導、所要時間への配慮、出席者の取扱い等を整理し、運用上の注意点を明示した。

3. 指導指針別紙「主眼事項及び着眼点等」の見直しにあたっての論点

3.1. 指導指針別紙「主眼事項及び着眼点等」の課題

「主眼事項及び着眼点等」とは、指導指針の別紙として公表されており、運営指導の実施にあたっては「主眼事項及び着眼点等」に基づき行うものとされている。また、原則として「主眼事項及び着眼点等」のうち、下線の引かれたものについては標準確認項目として必ず確認を行うものとしている。

一方で、本事業によるアンケート調査では、令和7年度の指導指針で示された頻度どおりに運営指導を実施できる見込みの自治体は、過半数を下回っており、実施できない主な理由は「人手・体制不足」で、回答の約90%を占めている。特にヒアリング調査では、「主眼事項及び着眼点等」の分量が多く、1事業所あたりの指導時間が長くなることや、運営指導後の事務負担が大きいことから実施件数を増やせず、結果として指導頻度を守れないという声が多く寄せられた。標準確認項目として現状すでに項目数を絞られてはいるものの、依然として指導やそれに伴う事務の負担が大きいことが明らかとなった。

有識者委員会では、1事業所に時間を長くかけるよりも、1回あたりの運営指導はコンパクトにしつつ、より多くの事業所へ繰り返し行くことが効果的に運営指導に繋がるとの意見も示されている。

3.2. 指導指針別紙「主眼事項及び着眼点等」の見直し方針

介護保険分野では平成30年度に「実地指導における文書削減に関する調査研究」⁵にて最低限必要な確認項目や文書について検討がなされ、「確認項目及び確認文書」が現在使用されている（以下、介護版「確認項目及び確認文書」）。「主眼事項及び着眼点等」の見直しにあたり、介護保険分野においてどのように介護版「確認項目及び確認文書」として項目を洗い出したかを確認すべく、訪問介護の確認項目（介護保険分野）と居宅介護の主眼事項（障害福祉分野）の比較を行った⁶。比較の結果、以下の4区分に整理された。

- ①個別サービスの質に関する事項
- ②個別サービスの質を確保するための体制に関する事項
- ③「確認項目及び確認文書」として抽出されていない項目
- ④障害福祉分野独自の項目

①②は介護版「確認項目及び確認文書」にて使用されている区分である。また、③は介護

⁵ 厚生労働省「平成30年度 老人保健健康増進等事業 採択事業一覧（当初＋追加＋第3次協議分）『実地指導における文書削減に関する調査研究』」<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001228392.pdf>

⁶ 洗い出し前の項目については、厚生労働省「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号）を参照の上作成。

保険分野での過去の見直しによって削除され、現行の介護版「確認項目及び確認文書」になり項目となっている。①②③のいずれもあてはまらない項目については④障害福祉分野独自の項目としている。

図表 1：居宅介護と訪問介護の全項目比較

区分	障害福祉分野：居宅介護		介護保険分野：訪問介護	
	主眼事項	確認文書	確認項目	確認文書
①個別サービスの質に関する事項	1 内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面	内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書（利用申込者又は家族の同意があったことがわかるもの） 利用契約書
	8 心身の状況等の把握	アセスメント記録 ケース記録	心身の状況等の把握（訪問系独自の確認項目）	サービス担当者会議の記録
	－	－	居宅介護支援事業者等との連携（施設系サービス以外全部）	サービス担当者会議の記録
	－	－	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画 訪問介護計画（利用者又は家族の同意があったことがわかるもの）
	11 サービスの提供の記録	サービス提供の記録	サービスの提供の記録	居宅サービス計画 サービス提供記録
	17 指定居宅介護の具体的取扱方針	適宜必要と認める資料	指定訪問介護の具体的取扱方針	身体的拘束等の記録（身体的拘束等がある場合）

	18 居宅介護計画の作成	居宅介護計画 アセスメント及び モニタリングを実施したことが分かる書類 居宅介護計画及び 交付した記録	訪問介護計画の作成	居宅サービス計画 訪問介護計画（利用者又は家族の同意があったことがわかるもの） アセスメントの結果がわかるもの モニタリングの結果がわかるもの
②個別サービスの質を確保するための体制に関する事項	1 従業員の員数	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業員の資格証	訪問介護員等の員数	従業員の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） 従業員の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム） 資格要件に合致していることがわかるもの（例：資格証の写し）
	3 管理者	管理者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業員の資格証	管理者	管理者の雇用形態がわかるもの 管理者の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） 管理者の勤怠状況がわかるもの（例：タイムカード、勤怠管理システム）
	6 受給資格の確認	受給者証の写し	受給資格等の確認	介護保険番号、有効期限等を確認している記録等

	13 利用者負担額等の受領	請求書 領収書	利用料等の受領	請求書 領収書
	20 緊急時等の対応	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録	緊急時等の対応	運営規程 サービス提供記録
	23 運営規程	運営規程	運営規程	運営規程
	25 勤務体制の確保等	従業員の勤務表 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 研修計画、研修実施記録 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類	勤務体制の確保等	従業員の勤務体制及び勤務実績がわかるもの（例：勤務体制一覧表、勤務実績表） 雇用の形態（常勤・非常勤）がわかるもの 研修の計画及び実績がわかるもの 職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための方針
	26 業務継続計画の策定等	業務継続計画 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 業務継続計画の見直しを行ったことが分かる書類	業務継続計画の策定等	業務継続計画 研修の計画及び実績がわかるもの 訓練の計画及び実績がわかるもの
	27 衛生管理等	衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類	衛生管理等	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催状況・結果がわかるもの 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

		る書類		感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施状況・結果がわかるもの
	30 秘密保持等	従業員及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる書類（就業規則等） 個人情報同意書	秘密保持等	個人情報の利用に関する同意書 従業員の秘密保持誓約書
	31 情報の提供等	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） 事業者のHP画面・パンフレット	広告	パンフレット／チラシ web 広告
	33 苦情解決	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物 苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 都道府県等への報告書 運営適正化委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる書類	苦情処理	苦情の受付簿 苦情への対応記録

	34 事故発生時の対応	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録 事故の対応記録 ヒヤリハットの記録 再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類（賠償責任保険書類等）	事故発生時の対応	市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等への連絡状況がわかるもの 事故に際して採った処置の記録 損害賠償の実施状況がわかるもの
	35 虐待の防止	委員会議事録研修を実施したことが分かる書類 担当者を配置していることが分かる書類	虐待の防止	虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況及び結果がわかるもの 虐待の防止のための指針 虐待の防止のための研修の計画及び実績がわかるもの 担当者を置いていることがわかるもの

③ 「確認項目及び確認文書」(介護分野)として抽出されていない項目	第1 基本方針	運営規程 個別支援計画 ケース記録 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類	基本方針	-
	第3 設備に関する基準 設備及び備品等	適宜必要と認める資料	設備及び備品等	-
	3 提供拒否の禁止	適宜必要と認める資料	提供拒否の禁止	-
	5 サービス提供 困難時の対応	適宜必要と認める資料	サービス提供 困難時の対応	-
	-	-	要介護認定の申請に係る援助	-
	7 介護給付費の支給の申請に係る援助	適宜必要と認める資料	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	-
	-	-	居宅サービス計画等の変更の援助	-
	10 身分を証する書類の携行	適宜必要と認める資料	身分を証する書類の携行	-
	-	-	保険給付の請求のための証明書の交付	-
	16 指定居宅介護の基本取扱方針	適宜必要と認める資料	指定訪問介護の基本取扱方針	-

	19 同居家族に対するサービス提供の禁止	適宜必要と認める資料	同居家族に対するサービス提供の禁止	-
	21 支給決定障害者等に関する市町村への通知	適宜必要と認める資料	利用者に関する市町村への通知	-
	22 管理者及びサービス提供責任者の責務	適宜必要と認める資料 利用申込み時の記録 サービス提供内容を管理していることが分かる書類 (運営規程等)	管理者及びサービス提供責任者の責務	-
	28 掲示	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物	掲示	-
	-	-	不当な働きかけの禁止	-
	32 利益供与等の禁止	適宜必要と認める資料	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	-
	9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	個別支援計画 ケース記録	地域との連携等	-
	36 会計の区分	収支予算書・決算書等の会計書類	会計の区分	-
	37 記録の整備	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類 各種記録簿冊	記録の整備	-
	第5 共生型障害福祉サービスに関する基準	略 ⁷	共生型訪問介護	-

⁷ 共生型・基準該当については居宅介護/訪問介護の記載と繰り返しになるため「略」と記載する。

	第6 基準該当障害福祉サービスに関する基準	略	基準該当居宅サービス	-
	第7 変更の届出等	適宜必要と認める資料	-	-
	第8 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	略 ⁸	-	-
④ 障害福祉分野独自の項目	2 サービス提供責任者	サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業者の資格証	-	-
	2 契約支給量の報告等	受給者証の写し 契約内容報告書	-	-
	4 連絡調整に対する協力	適宜必要と認める資料	-	-
	12 指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	適宜必要と認める資料	-	-
	14 利用者負担額に係る管理	適宜必要と認める資料	-	-
	24 介護等の総合的な提供	適宜必要と認める資料	-	-

⁸ 介護給付費、訓練等給付費に係る確認文書については「確認項目及び確認文書」（介護分野）にて抽出されておらず、記載の書類数が多いことから「略」と記載する。

	29 身体拘束等の禁止	個別支援計画 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） 委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類	-	-
	38 電磁的記録等	電磁的記録簿冊 適宜必要と認める資料	-	-

(株式会社浜銀総合研究所により作成)

近年、障害福祉分野において複数の不正事案が発生している状況を踏まえると、運営指導における「主眼事項及び着眼点等」の簡素化は、実施率の向上に向けて不可欠である。一方、その質を損なわずに今年度中に大幅な簡素化を実行することは困難であり、慎重な検討が求められるとの意見が有識者委員会において示されている。

この点を踏まえ、本事業においては、まず運営指導の実施率向上に直結する簡素化を重視した方針を明確化する。これを受け、介護版「確認項目及び確認文書」に準拠する形で、4区分のうち①②にあたる項目のみを「主眼事項及び着眼点等」から抽出し、③④を削除することで障害福祉分野における「確認項目及び確認文書」とする（以下、障害版「確認項目及び確認文書」）。ただし、障害版「確認項目及び確認文書」についてはあくまで見直し方針の一案であり、簡素化によって影響を受け得る質の担保に関する課題については、次年度以降も継続して検討すべき課題として整理する。

居宅介護の「主眼事項及び着眼点等」を障害版「確認項目及び確認文書」として見直した場合、項目数は43項目から19項目と約半分に削減となる。

図表 2：障害版「確認項目及び確認文書」（居宅介護）の項目

区分	障害福祉：居宅介護	
	確認事項	確認文書
① 個別サービスの質に関する事項	1 内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に交付した書面
	8 心身の状況等の把握	アセスメント記録 ケース記録
	11 サービスの提供の記録	サービス提供の記録
	17 指定居宅介護の具体的取扱方針	適宜必要と認める資料
	18 居宅介護計画の作成	居宅介護計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類 居宅介護計画及び交付した記録

②個別サービスの質を確保するための体制に関する事項	1 従業員の員数	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業員の資格証
	3 管理者	管理者の勤務形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 勤務体制一覧表 従業員の資格証
	6 受給資格の確認	受給者証の写し
	13 利用者負担額等の受領	請求書 領収書
	20 緊急時等の対応	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録
	23 運営規程	運営規程
	25 勤務体制の確保等	従業員の勤務表 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 研修計画、研修実施記録 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
	26 業務継続計画の策定等	業務継続計画 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 業務継続計画の見直しを行ったことが分かる書類
	27 衛生管理等	衛生管理に関する書類 委員会議事録 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類

	30 秘密保持等	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる書類（就業規則等） 個人情報同意書
	31 情報の提供等	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） 事業者のHP画面・パンフレット
	33 苦情解決	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物 苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 都道府県等への報告書 運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類
	34 事故発生時の対応	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録 事故の対応記録 ヒヤリハットの記録 再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類（賠償責任保険書類等）
	35 虐待の防止	委員会議事録 研修を実施したことが分かる書類 担当者を配置していることが分かる書類

(株式会社浜銀総合研究所により作成)

居宅介護と訪問介護は、障害福祉と介護保険で分野は異なるものの、提供しているサービスの内容としては比較的近いと言える。同様に、障害福祉分野の各サービス種別を介護分野と比較する際には、できる限り近いサービス種別を選択の上で「主眼事項及び着眼点等」と介護版「確認項目及び確認文書」の各項目を比較し、障害版「確認項目及び確認文書」へ反映する。

図表 3：サービス種別対応表

障害福祉分野	介護保険分野
居宅介護	訪問介護
重度訪問介護	訪問介護
同行援護	訪問介護
行動援護	訪問介護
療養介護	介護老人福祉施設
生活介護	通所介護
短期入所	短期入所生活介護
重度障害者等包括支援	定期巡回・臨時対応型訪問介護看護
障害者支援施設	介護老人福祉施設
自立訓練（機能訓練）	通所介護
自立訓練（生活訓練）	通所介護
就労移行支援	通所介護
就労継続支援A型	通所介護
就労継続支援B型	通所介護
就労定着支援	通所介護
自立生活援助	認知症対応型共同生活介護
共同生活援助	認知症対応型共同生活介護
地域移行支援	居宅介護支援
地域定着支援	居宅介護支援
計画相談支援	居宅介護支援
自立支援医療機関	－(医療機関としての特徴が強く介護サービスとの対応が難しいこと、また、現行の項目数も少ないことから変更なし)

(株式会社浜銀総合研究所により作成)

3.3. 障害版「確認項目及び確認文書」における問題点と今後の課題

「主眼事項及び着眼点等」から障害版「確認項目及び確認文書」へ見直すことで、項目数は大幅に削減され、運営指導の頻度確保という点では一定の効果が期待される。他方、本見直しはあくまで簡素化を最優先とした方針であり、質の担保については今後の検証が必要である。

特に、障害版「確認項目及び確認文書」では④に区分される障害福祉分野独自の項目を一括して削除している。しかし、これらの項目については必要性の検証が十分に行われておらず、有識者委員会からも懸念が示されている。したがって、次年度以降は、簡素化と質の両立を図るため、障害福祉分野固有の確認項目の必要性を含め、改めて精査することが不可欠である。

また、指導指針には「運営指導を進める中で不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、『標準確認項目』及び『標準確認文書』に限定せず、必要な文書を徴し確認するものとする。」と明記されている。障害版「確認項目及び確認文書」の作成において運営指導での確認項目を制限する趣旨はなく、従来通り必要に応じて追加確認を行うことは自治体、事業者の双方に対して再度の周知を検討したい。

4. 監査マニュアル（仮称・案）作成における主な論点

4.1. マニュアルの全体構成について

本事業において、監査マニュアル（仮称・案）を作成するに当たり、介護保険分野における集団指導・運営指導の業務手順を整理した「介護保険施設等に対する監査マニュアル（令和6年4月）」（厚生労働省 老健局）を参考とした。

4.2. 監査業務全体の流れ

監査の目的および法的根拠（障害者総合支援法第48条等）を踏まえ、監査業務全体の流れ（流れ図を含む）を冒頭で明確にした。あわせて、監査開始前、監査（立入検査）、監査後（措置・処分判断および手続）、処分後の業務までを一連の業務フローとして捉え、これに沿った章立てとした。

4.3. 監査開始前

4.3.1. 監査を実施する状況

監査を実施する状況については「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成26年1月23日障発0123第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に準じて整理した。

4.3.2. 通報情報の精査

通報、苦情、相談等を端緒として監査を検討する場面を想定し、通報内容の精査と通報者保護（特定回避）を重要な要素として位置付けた。通報時には高揚や混乱が想定されることから、自治体側が能動的に5W1Hで具体的な情報を聴取すること、ならびに庁内でヒアリングシートを整備することを記載した。

4.3.3. 公益通報に該当する場合の対応

運営指導や監査の契機となった通報が、公益通報に該当する場合については、ガイドラインに基づき、措置の実施内容の通知、通知できない場合の事前説明、標準的な期間設定および通知等に留意すべき点を明示した。

4.3.4. 監査前に入手した証拠類（帳簿書類・音声等）の取扱い

通報者から提示される帳簿書類・音声等の証拠類については、公益通報者保護法等の趣旨を踏まえ、適切かつ慎重に取り扱う必要がある旨を明示した。端緒情報はあくまで監査のきっかけであり処分の直接の根拠とはならないため、指定権者自らが監査により事実の裏付けを得る必要があることを明示した。

また、監査（事実確認）の方法は現地調査に限られず、オンラインでの資料提出・書類確認・電話等の聴取でも足りる場合があることを明示した。さらに、客観的証拠により事実関

係が明確な場合には、現地調査を経ずに行政処分へ移行し得る運用とするように整理した。

4.4. 監査（立入検査）について

4.4.1. 立入における証拠保全等の重要性

監査における立入検査の実務については、証拠の隠ぺい・捏造のリスクを踏まえ、証拠保全の観点から、関係書類を可能な限り監査当日に取得することの重要性を記載した。

また関係者からの聞き取りは個別に実施し、調書化、内容確認および署名取得等により、後日の争いに耐える記録化を行うことも明示した。

証拠保全の重要性という視点から実施通知についても、当日通知も可能である一方、施設長等の不在の場合も想定すべきなどの留意点を示した。

4.4.2. 人格尊重義務違反（虐待等）が疑われる場合

人格尊重義務違反は障害者の尊厳を否定する行為であり、事実が認められた場合には指定取消等の行政処分を検討する必要があることを明記した。虐待担当部局と指定権者が同一自治体の場合には庁内連携を行い、異なる場合には自治体間での情報共有を行った上で、必要に応じて協働で監査を実施する考え方を示した。

また、就労継続支援 A 型における使用者による虐待が疑われる場合には、労働行政（労働局等）との連携および情報共有が必要であることを記載した。

さらに、特に障害者虐待事案については同タイミングで警察捜査が入る可能性があることから、警察捜査と監査は目的が異なるため、捜査状況を注視しつつも監査として確認すべき事項があることを整理するとともに、監査で犯罪があると思料するに至った場合の告発義務にも言及した。

4.4.3. 不正請求が疑われる場合

不正請求の定義、返還（加算金を含む）に係る手続、ならびに過誤調整との相違を整理した。過誤調整は行政が命ずるものではなく、事業者の自主的調整である点を明確にした。

また、返還請求権の消滅時効（原則 5 年）を踏まえ、指定権者が監査開始後速やかに市町村へ情報共有する必要性を示した。加えて、「不正の手段による指定」が処分理由となる場合の返還の考え方（遡及取消と 40%加算の原則適用等）を整理した。

4.4.4. 監査を実施できない場合と処分逃れ防止

監査忌避が処分対象となり得ること、ならびに罰則・両罰規定が存在することを踏まえ、説明と記録化の重要性を強調した。あわせて、廃止届の事前届出制、立入検査中に廃止届が提出された場合の対応、聴聞決定予定日の通知による欠格事由への接続を整理するとともに、通知の乱発による権利侵害に留意すべき点を明記した。

4.5. 監査後の対応

監査後の対応として、対応の程度の決定、また行政上の措置の違い、処分事由の認定、処分程度の考え方について整理した。

対応の程度の決定としては、監査結果に応じ、不正が認められないが運営基準等の適合性が不十分な場合は行政指導（必要に応じて勧告）、さらに処分が必要と判断される場合は改善命令（勧告不履行時に限る）・指定効力停止・指定取消へ段階化するように整理した。

行政上の措置の違いについては行政指導、勧告、命令、効力停止、指定取消等の措置の相違を整理し、勧告については可能な範囲、特に、人格尊重義務違反や不正請求等は勧告の対象外である点を明確化した。

処分事由の認定については、不正認定においては故意に限らず重過失が故意と同等に評価され得ることを示し、経験則による推認を行う場合には合理的根拠を記録し、説明可能性を確保する必要があることを記載した。

処分程度の考え方については、その基本的な考え方の流れ図を提示した。

4.6. 業務管理体制の特別検査、連座制、欠格事由通知

一般検査と特別検査の違いを整理し、特別検査の要請・通知義務、ならびに指定権者と監督権者の連携の考え方を明確にした。

連座制（6号・7号）については、適用範囲、期間（5年）および注意事項まで含めて整理し、欠格事由の通知フロー（国・都道府県・市町村の連携、役員等情報の通知）もあわせて示した。

4.7. 行政手続法に沿った手続

不利益処分を行う場合には、行政手続法に基づく手続（聴聞または弁明の機会の付与、理由の提示）が不可欠であることを明記した。

加えて、聴聞決定予定日（障害者総合支援法の特則）の位置付けと運用上の注意点を整理した。

実務上、判断に迷いやすい論点についてはQ&Aを整備し、証言撤回、主宰者の公平性、聴聞日設定、欠席・延期、通報者保護、処分方針変更等の考え方を提示した。

理由の提示については判例の枠組みを踏まえ、事実関係、根拠法令、（公表されている場合は）処分基準の適用関係を具体的に記載すべきことを示した。

4.8. 処分後の業務

指定取消等により利用者がサービスを継続できなくなる場合には、便宜提供義務を前提として、事業者の支援が不十分な場合に指定権者が助言その他援助等の積極的介入を行うことが望ましい旨を記載した。

虐待が認められた事業者が運営を継続する場合には、改善計画・定期報告、運営指導の前

倒し等を虐待担当部局と連携して行い、要因の除去と適正な提供体制の確認を行う必要性を示した。

不正請求については詐欺罪の観点からの告発検討に言及しつつ、故意が構成要件である点に留意が必要であることを明記した。

さらに、欠格事由該当者の共有については、他の指定権者への通知と更新・新規指定における拒否に接続する運用を整理した。

5. 処分基準の考え方の例作成における主な論点

介護保険分野では、処分基準の考え方の例が介護保険施設等に対する監査マニュアルの別冊として既に公表されている。障害福祉サービス分野においても、処分基準の考え方を例示すること自体の必要性は認められ、有識者委員会での検討を踏まえ、本事業においても処分基準の考え方の例を別冊として作成した。

一方で、とりわけ数値の目安については、監査や行政処分に不慣れな自治体ほど固定的な基準として採用しやすく、介護分野と同程度の数値を障害分野に採用すると、過度に重い処分に傾くおそれなどがあるのではないかと意見が挙げられた。

このため、処分基準の考え方の例の内容は、地方自治法に基づく技術的助言として法的拘束力を有しないことを冒頭で明確化し、自治体の裁量による判断を妨げない方向性で整理をした。